

令和7年2月26日

# 予 算 委 員 会

阿久根市議会



1 会議名 予算委員会

2 日時

(1) 期日 令和7年2月26日(水)

(2) 開会 午前9時58分

(3) 散会 午後5時1分

3 場所 議場

4 出席委員

白 石 純	一	委員長
大 田 基	次	副委員長
高 崎 良	二	委員
竹之内	和 満	委員
大 野 雅	子	委員
渡 辺 久	治	委員
川 畑 二	美	委員
川 原 慎	一	委員
竹 原 信	一	委員
牟 田	学	委員
木 下 孝	行	委員
山 田	勝	委員
濱 田 洋	一	委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上 脇 重 樹 次長兼議事係長

松 林 俊 介 議事係主任

7 説明員

中 野 貴 文 総務課長

牟 田 昇 総務課参事

權 柑 幸一郎 総務課長補佐兼職員係長

白 肌 隆 一 総務課長補佐兼デジタル推進係長

猿 楽 優 介 総務課秘書広報係長

落 俊 輔 総務課行政係長

園 田 健 総務課危機管理係長

岩 崎 庸 介 総務課消防係長

猿 楽 浩 士 財政課長

尾上	謙一郎	財政課長補佐兼財政係長
四郎園	佳那	管財係長兼財産活用推進係長
尾塚	禎久	企画推進課長
岩下	亮一	企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長
橋口	武史	企画推進課地域振興係長
平田	寿美子	市民課長兼大川診療所事務長
中園	修	市民課長補佐兼住民年金係長
川邊	千紘	市民課国保係長
本藏	雄一	大川診療所管理係長
尻無濱	久美子	福祉課課長
平田	祥子	福祉課長補佐兼福祉係長兼保護係長
富永	奈津美	福祉課保護係長
鎌田	渚	福祉課児童福祉係長
佐渡谷	まなみ	みなみ保育園園長
寺地	克己	こども保健課長
大橋	尚子	こども保健課長補佐兼保健予防係長
田上	智子	こども保健課こども家庭係長
尾上	覚史	介護長寿課長
本	千晶	介護長寿課長補佐兼介護保険係長
宇都	貴子	介護長寿課高齢者支援係長
松崎	正幸	介護長寿課地域包括支援係長
大野	裕人	農政林務課長兼農村環境改善センター所長
川原	陽介	農政林務課長補佐兼農政管理係長
下澤	克宏	農政林務課長補佐兼農村振興係長
所崎	慎也	農政林務課林務係長
牧内	達志	農村環境改善センター管理係長
園田	豊	環境水産課長
早水	英行	環境水産課長補佐兼生活環境係長
松永	雄輔	環境水産課水産係長
宮下	雅行	商工観光課長
船藏	真一	商工観光課長補佐兼観光推進係長
早水	健児	商工観光課長補佐兼ふるさと納税推進係長
大川内	広樹	商工観光課商工振興係長
池田	英人	都市建設課長
尾上	国男	都市建設課技監
松下	直樹	都市建設課長補佐兼管理係長
吉屋	竜太	都市建設課長補佐兼建設係長
花田	伸行	都市建設課長補佐兼維持係長
宮路	隆博	都市建設課都市計画係長
脇園	涉	都市建設課住宅対策係長
迫口	竜一	都市建設課建築係長

丸 塚 明 子	会計管理者兼会計課長
川 畑 藍	会計課会計係長
垂 義 継	水道課長
高 口 輝 幸	水道課長補佐兼工務係長
新 塘 浩 二	議会事務局長
湯 田 矢 凡	議会事務局議事係主査
下 脇 一 博	農業委員会事務局長
平 瀬 修 治	農業委員会事務局管理係長
前 田 敏	選挙管理委員会事務局長
寺 園 勝 夫	選挙管理委員会事務局次長兼管理係長
牧 尾 浩 一	教育総務課長兼学校給食センター所長
中 野 美 紀	教育総務課長補佐兼総務係長
濱 崎 忠 雄	学校教育課長
上 脇 栄 子	学校教育課主幹兼管理係長
土 屋 雅 宏	学校教育課主幹兼指導係長
篠 原 千美子	学校教育課教育保健係長
中 川 洋 一	学校給食センター管理係長
新 町 勝 利	生涯学習課長
大 漣 昭 裕	生涯学習課長補佐兼文化係長
松 永 麻 美	生涯学習課社会教育係長
寺 地 英 兼	スポーツ推進課長
川 邊 啓 一	スポーツ推進課スポーツ係長

## 8 会議に付した事件

- (1) 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）
- (2) 議案第3号 令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第4号 令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第5号 令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第6号 令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第7号 令和6年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

## 9 議事の経過概要

別紙のとおり



## 審査の経過概要

### ◎ 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

#### 白石純一委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第2号、令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）、議案第3号、令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第4号、令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）、議案第5号、令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第6号、令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第7号、令和6年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）の6件です。

日程は、配付しました日程表のとおりですので、よろしく申し上げます。

それでは審査に入ります。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

議案第2号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

局長に説明を求めます。

#### 新塘議会事務局長

議案第1号中、議会事務局の所管する事項について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第9号）の7ページを御覧ください。

初めに、第3表、債務負担行為補正のうち議会事務局所管分は、1行目の市議会だより及び市議会会議録印刷製本費と2行目の議会ビジネスチャット利用料の2件で、令和6年度と同じ内容を引き続き行うものであり、3月中に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。このビジネスチャットとは、現在、議員への連絡に使用しております、ロゴチャットのことです。

次に、34ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款1項1目議会費3節職員手当等のうち議員期末手当は、昨日議決されました議案第11号に伴う議員期末手当の増額分でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

#### 白石純一委員長

局長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### 川畑二美委員

委員長すいません。7ページのほうなんですけど、昨日も質問したんですけど、市議会議員録印刷製本費、こちらのですね、図書館にはないんですよ。

今、1階の市民ホールから借りてきたんですけど、このような本をやっぱり図書室とか、希望すれば議員にも配布するということは、検討はできないでしょうか。

#### 新塘議会事務局長

川畑委員から御質問ですが、市議会会議録につきましては、製本数は全部で8部です。

正本が1部ありまして、副本が7部ございます。

以前、議員の方々に協議を行いまして、ペーパーレス化を含めて、この会議録は8部ということになっておりますので、検討はしていないところです。

#### 川畑二美委員

ペーパーレスの会議をなさったとおっしゃいますけど、その時代にいない議員もいますので、確かにペーパーレスでタブレットに入ってきますけど、結構見にくくて、やはり手元にあったら参考になるっていう形で、希望したら購入なりそういう配慮はできないのかなっていう私の提案です。ぜひ、お願いしたいと思います。

今、8部と副本が7部とおっしゃいましたけど、どこどこに8部は配ってらっしゃるんでしょうか。

#### 新塘議会事務局長

8部ですが、1部は正本というところで議会事務局にございますが、7部につきましては、市長、副市長、教育長、それから総務課、市民ホール、それと図書館に1部ずつ置いてございます。

#### 川畑二美委員

市立図書館のほうに置いてあるんでしょうか。私、何回か、前、見に行ったときは置いてなくて、つい最近から置かれるようになったんでしょうか。

#### 新塘議会事務局長

先ほども申し上げましたように、市立図書館に1部置いてございます。

#### 川畑二美委員

こちらの控室のですね、図書室には、県議の会議録は置いてあるんですけど、市議の方々のこの会議録は置いてないんですよ。なぜなのかなあって、すごく疑問に感じるんですけど。やはり、図書室にも置くべきじゃないかなと思いますけど、いかがなものでしょうか。

#### 新塘議会事務局長

先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、以前、議員の方々に取決めを行っております。

それで、ペーパーレス化を図るということから8部ということになっておりますので、それを変更するのであれば、議長をはじめ、また議会の議員の方々に協議が必要だと考えます。

#### 川畑二美委員

はい、よく分かりました。ぜひですね、もし議員の中で希望すれば、この1冊を配布とかは検討はできるでしょうか。予算化されてますから今回はちょっと無理としても、次回のおときは、予算化されるということは検討で考えていただけないでしょうか。予算の関係もありますから。

#### 白石純一委員長

事務局の答えはこれ以上変わらないと思いますので、我々議会で十分に審査して、討議してこれはどうするべきか進めたいと思います。ただし、図書館にないというのは確かに要検討かとは思いますが。

#### 木下孝行委員

事務局に保管分があるわけでしょう。それを議員の皆さんには、どうしてもその正本の

部分を見たいんだという希望があれば、それを貸すようなことはできるわけじゃないですか。

#### **新塘議会事務局長**

正本のほうはお貸しすることはできませんが、副本を閲覧するというのであれば、可能かとは思いますが。閲覧だけになります。

#### **木下孝行委員**

そういうので、とりあえず川畑委員もいいんじゃないですか。一々議会で決め直す必要もないんじゃないですかということ。

#### **白石純一委員長**

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時7分～午前10時9分)

#### **白石純一委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

#### **山田勝委員**

先ほど、職員手当あるいは報酬、報酬は増えてますよね。12月に期末手当はもうすでに支払っているのに、期末勤勉手当が減るのは、議案で議決したのでね、具体的にどういう形で増えたり減ったりするのかなと思って。期末手当はもう12月に終わってるでしょう。

#### **新塘議会事務局長**

12月に期末手当はお支払いしておりますが、昨日、議案第11号で議決をいただきましたので、その差額分を今年度に支払いをするということになります。

#### **山田勝委員**

議決によって、遡って支払うということですか。

#### **新塘議会事務局長**

12月分の期末手当ですので12月1日が基準日だと思います。そこに遡りまして、その差額分をお支払いするということになります。

〔山田勝委員「じゃつとや」と呼ぶ〕

#### **白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔議会事務局退室、選挙管理委員会入室〕

次に、議案第2号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長に説明を求めます。

#### **前田選挙管理委員会事務局長**

議案第2号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

補正予算書の39ページをお開きください。

第2款総務費4項1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会一般事務の会計年度任用職

員の人件費の予算額を執行見込額に応じて補正するものであります。

次に、3目衆議院議員選挙費は、昨年10月27日に執行した衆議院議員総選挙に要した経費が確定したことにより、その不用額を減額するものであります。

続きまして、補正予算書の40ページになりますが、第2款総務費4項5目県知事選挙費は、昨年7月7日に執行した鹿児島県知事選挙に要した経費が確定したことにより、その不用額を減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の29ページをお開きください。

第15款県支出金3項1目総務費委託金4節選挙費委託金の減額は、衆議院議員総選挙及び鹿児島県知事選挙の執行に係る県の委託金が確定したことに伴うものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 白石純一委員長

事務局長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、選挙管理委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

次に、議案第2号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### 丸塚会計管理者兼会計課長

それでは、議案第2号につきまして、会計課所管分を御説明いたします。

一般会計補正予算（第9号）の35ページをお開きください。

2款1項6目会計管理費の補正額120万円の減額は、11節役務費の振込手数料単価減額に伴う補正であり、不要となる手数料について減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、会計課所管の事項の審査を一時中止します。

〔会計課退室、総務課（消防係以外）入室〕

次に、議案第2号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### 中野総務課長

議案第2号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、今回の各会計の補正予算における職員及び会計年度任用職員の給与費等の補正につきまして、総務課で一括してその概要を申し上げます。

給与費等の補正の主な内容は、令和6年の人事院勧告に準じた給与改正及び職員の人事異動等による給与費等の調整であり、それぞれの会計の予算の該当科目において所要の補正を行うものであります。

それでは、一般会計の給与費明細を基に申し上げます。

一般会計補正予算書の68ページをお願いいたします。

アは、会計年度任用職員以外の職員に関する記載でございますが、補正後の一般会計職員数は197人であり、当初予算調製時より8人の減となっております。

昨日議決をいただきました議案第13号一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正において御説明いたしましたとおり、令和6年の人事院勧告においては、若年層に重点を置いた俸給表の引上げ改定と、期末・勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げる勧告がなされたところであります。これらに準じて、当初予算と年度末までの所要額との差額を調整し、さらに、人事異動に伴う増減分を調整した結果、比較欄に記載のとおり、給料につきましては808万5000円の増額、職員手当は683万5000円の減額、共済費は150万6000円を増額し、総額で275万6000円の増額補正を行うものでございます。

69ページに移り、イは、会計年度任用職員に関する記載であります。補正後の一般会計の会計年度任用職員数は、当初予算調製時より2人の減となっております。また、人事院勧告に準じ改定を行うこととした常勤職員同様に、報酬、期末・勤勉手当の支給割合等を引き上げることとし、当初予算と年度末までの所要額の差額を調整したところでございます。その結果、比較欄に記載のとおり、報酬につきましては、2294万2000円、給料は190万円の増額。職員手当は2270万4000円の減額。共済費は、1133万2000円を減額し、総額で919万4000円の減額補正を行うものであります。

他の会計につきましても、一般会計と同様の考えで給与費等の調整を行い、繰出金や負担金の増減についても補正を行うものであります。

それでは、給与費等を除く総務課所管分について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第3表は債務負担行為の補正であり、令和7年度当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和6年度中に契約等を行うため補正を行うものです。

このうち総務課所管分は、上から3行目の顧問弁護士業務委託料から7行目のコンシェルジュデスクサービス使用料までの5件及び8ページの2行目、庁舎平常日清掃業務委託料から10ページの4行目、公共施設予約システム利用料までの25件の合計30件であります。

昨年度と比較して今回新たに記載のある項目は、8ページの5行目、広報紙作成用ソフトウェアライセンス購入費、9ページの6行目、住基ネット関連機器保守業務委託料、10ページの3行目、自治体基盤クラウドシステムデータ連携サービス利用料と、その下の4行目、公共施設予約システム利用料の4件であります。

このうち、広報紙作成ソフトウェアライセンス購入費については、契約期間の満了に伴い更新を行うものであり、住基ネット関連機器保守業務委託料及び自治体基盤クラウドシステムデータ連携サービス利用料の2件につきましては、本年度中に事業を開始し、令和7年度も引き続き事業を継続するものであります。

公共施設予約システム利用料につきましては、新たに令和7年度から、風テラスや総合体育館などの公共システムの利用予約をパソコンやスマートフォンなどで利用できるシステムの利用料となります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

第2款総務費1項1目一般管理費は、先ほど御説明いたしました職員及び備考欄に記載

の会計年度任用職員の人事異動及び給与改定に係る補正であり、35ページの3目広報費は、広報用放送施設整備事業として、これまで老朽化した放送施設をデジタル機器へ更新する際に、戸別受信機1台当たり1万円の購入補助金額を交付しておりましたが、本年度からこれを2万円に増額して交付しようとするものであり、今回、遠矢区において放送施設のデジタル化が完了することから、その実績に応じて増額するものであります。

次に、7目財産管理費の1節報酬、36ページの13目交通安全対策費、37ページの16目庁舎管理費、17目電算管理費、1節報酬から4目共済費の補正は、それぞれ備考欄に記載の会計年度任用職員の人件費の補正でございます。

同じく、17目電算管理費12節委託料は、債務負担行為で御説明いたしました公共施設予約システムの導入に係る入札残を減額するものであります。

59ページに移り、第9款消防費1項4目災害対策費は、災害備蓄品の購入に係る入札残を減額するものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

29ページにお戻りください。

29ページの1番下、第16款財産収入2項2目物品売払収入の補正額のうち総務課所管分は4万4400円であり、公用車の普通自動車1台を売却したものであります。

次に、31ページをお願いいたします。

第20款諸収入5項4目雑入20節雑入の補正額のうち総務課所管分は、上から3行目、現年度分災害救助費繰替支弁金であり、令和6年8月に発生した台風10号の対応において、災害救助法の規定に基づき避難所設置等に要した経費の一部が県から交付されるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

#### **白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### **竹原信一委員**

7ページなんですけれども、7ページの行政事務に関する区長業務委託料なんですけれども、中身を教えてください。区長業務の中身を。

#### **中野総務課長**

各区の行政事務連絡員に関しまして、区長に選出された方に委託契約を行い、その中でお願いしている業務については、市民への周知事項の伝達及び広報、それから市の広報紙、その他周知文書の配布、それから各種調査、その他市長が必要と認めたこと等についてお願いをしているというところでございます。

#### **竹原信一委員**

その名目からしてそうなんですけども、実際には区長業務委託じゃなくて、行政事務連絡員業務なんですよ。対象、支払い相手は。そして、この業務内容というのは、実際には自治会によっては区長だけじゃなくて班長やら仕事をするわけですよ。

この業務の金額にしても、実際には区民の人数とかによって違うわけですよ。

そうするとですね、この支払いというのは区長に対するやつじゃなくて、地域、区に対する支払いにならなきゃいかんはずですよ。個人にしておくと、税金も区長に収入がかかってくるわけですよ。そこら辺はどうなってるんでしょうか。

## 中野総務課長

以前のことの経緯につきましては、昨日の本会議で御説明したところですが、現在、各区の区長に選出された方に市の行政事務連絡員として委託契約を交わしているところがございます。

その内容は先ほど申し上げた内容でございますけれども、竹原委員がおっしゃるとおり、各区の各家庭への配付文書等については、市から各区長に届け、その後、区長が文書の仕分等を行い、班長を通じて各世帯に配布しているというような実態が多いところがございますが、市では、区長によるこの作業を行政事務連絡員の事務として、市からの受渡し、それから、それを分ける作業、そしてそのほか広報、それから、その他の災害調査等の事務に対して委託をしているところがございます。各種お知らせ等の放送などもお願いをしているところなんですけれども、これらに対する委託をしているということもございます。その後の区の市報の配布等を班長さんをお願いするとか、その部分については、各区の、自治会の運営にお任せしているということもございます。

あくまでも市としては、区長が行う文書仕分、その他配布、それから行政放送等についてをお願いをして、それと委託契約を、その分について委託契約を交わしているという考えでございます。

## 竹原信一委員

そこら辺がですね、おかしいんですよ。

金額の根拠は区の数、そして支払い相手、実際の業務も区に対するもの。理屈としてはですね、区に対する及び住民に対する、区に入ってる人たちに対する支払い、そして区長というのはその業務の一部をする。自治会から区長はそのための支払いを受けるべきであって、それを市が個人に渡してしまうと、実際は、税金はその区長に入ってくるんでしょう。収入として、その行政事務連絡員の個人へ行くんですよ。

それはおかしくないですかということですよ。

## 中野総務課長

委託については区長との委託契約に基づくものであって、その区長の行政事務連絡処理の対価として支払うべきものというふうに考えております。

文書の配布等に役員や班長など区の組織を活用して、区の運営の一環としてとられているその文書配布等のことですが、そのことに対する手当等の支給は、区において検討されるべきものと考えているところがございます。

## 竹原信一委員

それは、区に入ってくる、市役所から入ってくるお金の扱いを区民は知らないんですよ。公表しなければ。

〔「公表はしてる」と呼ぶ者あり〕

いえ、してないです。自治会によってはしていないところもあります。信じられないことができるわけですよ。

〔「総会に参加すれば、どこでもしているのよ」と呼ぶ者あり〕

そういうことが既に起こってるんですよ。

〔発言する者あり〕

でも、あなた方は自治会の問題ですからって言って放置していいことではないですよ、これ。

## 中野総務課長

あくまでも、市は行政事務連絡員として区長の皆さんと委託契約、個人と交わしているところでありまして、その額について、区民が知られる状況があるかどうかということは、それはまた区の運営の中で話されるべきであって、私どもはそこは関知しないというところでございます。

## 川畑二美委員

35ページですね。2款2目の広報費なんですけど、先ほどの説明ではですね、デジタル化をして、1万円から2万円になったっておっしゃったんですけど。

## 白石純一委員長

2款3目ですね。

## 川畑二美委員

広報誌で72万9000円ですね。これの、もう少し、デジタルって、どういうふうにこれは、放送は、整備はされたんでしょうか。ちょっとデジタルになったというのはお話を分かったんですけど。広報用放送施設整備事業って書いてあります。詳しく教えていただきたいと思います。

## 中野総務課長

今回取り組みますこのデジタル化に伴う補助金の制度なんですけども、実は、以前にも同様の補助の制度がございました。それにつきましては、電波法の改正による機器の更新というようなことでもございました。以前の部分については、その法律の改正に伴って機器の更新が必要、そのときに、デジタル化に変えたところもあったんですけども、今回につきましては、それに対応しなくてもよかった区について、まだアナログ機器が残ってる区があります。阿久根市内に、区が依頼されている業者さん、2業者あるんですけども、どちらについても今後アナログ機器の受信機っていうか、機器を製造しなくなるという情報が得られました。そのことで、既存のアナログ機器を今度変えていかないといけないと、デジタル機器に更新していかないといけない。加えまして、以前デジタル機に変えたところについても、かなり年数が経ったところについては、機器の更新をしなければいけないというようなことで、各区のほうからも、その補助金の増額等について何かできないだろうかというようなことが、要望がなされたところでもございました。

そのことで、最近では機器の購入費も、以前の補助金制度ができ上がったときよりもかなり上がってきてます。以前の補助を始めたときには、戸別機器が2万円だったのが今3万円を超えるぐらいになっているというようなところでもございました。

そこで、各区の負担を少しでも軽くできるようにというようなことで、今後、デジタル機器に変えるときに戸別受信機の補助金を、以前までは1万円であったところを、今年度から2万円にして、補助額を増額しようというようなことで取り組んだところです。

今年度、遠矢区がそのデジタル機器の更新を今度終えるというようなことですので、それに合わせて、補助金を当初予算よりも増して、今度補正をして補助しようということでもございます。

これについては、来年度からもまたそのような対応をしていこうというふうに考えているところです。

## 川畑二美委員

今、説明では、遠矢区、山下の遠矢区ですよ。遠矢区だけのほうに補助する形になる

と、2万円から3万円っておっしゃったですね。確かに、区で出してくださって、手元に来るのは1万円近くの防災無線の機器が来るんですけど、その機械で、考えでよろしいんでしょうか。

#### 中野総務課長

今年度、そのデジタル機器の更新に取り組んだ区が、遠矢区がございましたので、遠矢区を今年度補助対象としたところですよ。

来年度については、また申請があるところの区について、このような補助を行っていかうということでございます。

それから、今までの補助額は1万円ございましたけども、今年度から2万円増額、戸別受信機の購入に対しては2万円の増額にしようということでございます。

#### 川畑二美委員

77区があるんですけど、そこもずっと今から検討していかれるんでしょうか。遠矢区だけではなくて、あとの76か所。

#### 白石純一委員長

それは、来年度の新規の、新年度予算のときでもよろしいですか。

〔川畑二美委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

#### 渡辺久治委員

予算書の8ページの上から5番目、広報紙作成ソフトウェアライセンス購入費などで、この広報紙作成用ソフトウェアについて、この中にですね、最近デジタル化ということでAIが大分入ってきていると思うんですけども、この中にこのAIというものが利用されているかということと、入っているとすればどんなところでどんなふうに使っているか、その辺をちょっと教えていただければありがたいです。

#### 白石純一委員長

まず最初の質疑だけお願いします。

〔渡辺久治委員「入っておりますか」と呼ぶ〕

#### 中野総務課長

今回の広報用のソフトウェアライセンス購入費については、これが2年更新の部分でありましたので、今回その契約が切れるということで、新たにこの債務負担行為に入ってきたわけですけども、このソフトにつきましては、広報紙の編集ができるソフトです。画面上で、もう広報紙の記事の配置とか、いろんな文書作成ができる、広報に特化したソフトでございます。この中には、AI等のシステムは入っておりません。

#### 渡辺久治委員

入っていないと今伺いましたけれども、実際に文書を作るときにはですね、このソフトウェアに入っていないくてもAIというのは使っておられますか。

#### 猿楽秘書広報係長

AIに関しましては、広報紙の取材に行く際にですね、いろいろ質問を、住民の方、それから講師の先生方にさせていただくんですけども、その際にどういった質問をしようかということで、質問事項をですね、AIに考えてもらうなど参考にしている部分がございます。

あと、文書の長い文章について、要約しないとイケない部分もございますので、そういったところでも活用はしております。

**川畑二美委員**

補正予算の59ページ、消防費の中の災害対策で、消耗品と先ほどおっしゃいましたが、50万円予算を受け取られてらっしゃるんですけど、やはり今からどんな災害が増えるか分からないので、災害に対しては……

〔「執行残」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

**白石純一委員長**

一応最後まで言ってください。

**川畑二美委員**

何がこの50万円で削られたのかなと思ひまして。補正予算の中ですね。

**白石純一委員長**

一応課長説明してください。

**中野総務課長**

これについては、災害時の備蓄品の購入に伴いまして、備蓄品を年次的に購入してるんですけども、それを入札をかけて購入するんですけども、それについての入札残、入札をした結果安くなったというようなことで、執行残を減額するものということです。

**竹原信一委員**

自治会の無線の通信機器の更新というのは。

**白石純一委員長**

先ほどのどちらになりますか。

**竹原信一委員**

先ほど説明があった部品がなくなるという話ではなくて、法律の改正に伴って、受信機を更新しなきゃ、無線機を更新しなきゃいけないという話だったと記憶してるんですけども。そうじゃなかったんですか。

**中野総務課長**

先ほど説明いたしましたのは、前回もこのような令和4年度まで同様の補助があって、戸別受信機には1万円ずつ出してたんですけど、その際には、電波法の改正に伴ってその機器を更新していかないといけないという事情がありました。それについては、一応補助が終わってます。

今回については、いわゆるアナログ機器の製造が今後止まっていくもんですから、アナログ機器では、いずれその機器が使えなくなるというようなことで、デジタル機に更新していくという状況が新たに発生してきた。それについて、今回補助を行っていかうというところがございます。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

**◎ 議案第4号 令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）**

**白石純一委員長**

次に、議案第4号を議題とし、審査に入ります。

課長に説明を求めます。

## 中野総務課長

議案第4号について御説明いたします。

今回の補正は、令和5年度の繰越金の確定に伴い、歳入においては基金繰入金を減額し、歳出においては事業費の財源組替と基金積立を行うものです。

初めに、歳入予算から御説明いたします。

補正予算書の37ページをお願いいたします。

歳入においては、令和5年度の繰越金が217万4239円と確定したことにより、第4款1項1目繰越金において、予算現額との差額217万3000円を増額するものです。

また、これに伴い、第3款繰入金1項1目交通災害共済繰入金において、予算現額と一般会計予算への繰出金300万円との差額分を減額するものであります。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出においては、第1款事業費1項1目事業費において、歳入の基金繰入金の補正額と同額を財源組替し、第2款基金積立金1項1目基金積立金においては、令和5年度の繰越剰余金となる55万8000円を基金に積み立てるものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

## 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第4号の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係以外）退室、総務課（消防係）入室〕

## ◎ 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

### 白石純一委員長

次に、議案第2号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

参事の説明を求めます。

### 牟田総務課参事

議案第2号中、総務課消防係の所管する事項について、初めに歳出から説明いたします。補正予算書の58ページを御覧ください。58ページです。

第9款消防費1項1日常備消防費18節負担金、補助及び交付金について、まず、地方債の1,900万円の減額について説明いたします。

本件は、消防庁舎の改修工事において、署員待機室及びシャワー室の改修を行い、その財源として、当初、全額市債等によることとしておりましたが、本年度初めに、緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債を活用できることとなりました。しかし、適用される部分はシャワー室部分のみであったため、全体事業費を面積で案分した600万円分を緊防債で賅うこととし、差引き1,900万円を一般財源とするものであります。

次に、606万7000円の増額につきまして説明いたします。

消防組合における繰越金の確定及び不用額の確定による減額並びに給与改定に伴う人件費の増により、差引き606万7000円を増額するものであります。

次に、2目非常備消防費17節備品購入費につきましては、本年度、普通消防積載車2台、小型動力ポンプ2台、その他消防団員用被服費、消防ホースを購入し、これらの執行残を不用額として減額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の29ページを御覧ください。

第16款財産収入2項2目1節物品売払収入のうち消防係所管分は61万6000円であり、阿久根地区消防組合に貸与していた救急車の廃止に伴う売払収入であります。

次に、32ページを御覧ください。

第21款市債1項8目消防債の1,900万円の減額は、先ほど歳出で説明いたしましたとおり、事業の確定に伴い減額をするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### 白石純一委員長

参事の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、総務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係）退室、企画推進課入室〕

次に、議案第2号中、企画推進課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### 尾塚企画推進課長

議案第2号中、企画推進課の所管する事項について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

第2表は繰越明許費の補正であり、そのうち当課所管分は1番上のまちづくりビジョン改定業務であります。

このことにつきましては、去る2月18日の議会全員協議会において御説明申し上げたとおりであり、現行のまちづくりビジョンの計画期間が今年度で終了することから、この間、新たなビジョンの策定に向けて作業を進めているところでありますが、現在、国においても地方創生に関する新たな方向性について議論が進められていることや、計画案の取りまとめに当たり各課との調整に時間を要していることなどにより、年度内の策定が困難となったことから、所要の額を繰り越すものであります。

7ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、当課所管分は下から3行目の肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料から、8ページの1行目の乗合タクシー運行事業までの4事業であります。

次に、歳出について申し上げます。

35ページをお開きください。

第2款総務費1項8目企画費について、1節報酬から4節共済費につきましては、会計年度任用職員の人件費であり、先ほど総務課からの説明のとおりでありますので省略いたします。

その他の主な内容につきましては、まず、7節報償費から次の36ページ、13節使用料及び賃借料については、まず1点目に、実績に伴う旅費の減額。

2点目が、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業の実施内容や、華の50歳組関連行事の実績に伴う関連経費の減額。

3点目が、地域おこし協力隊の関連経費等についての減額が主なものであります。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましても、説明欄に記載の業務等の実績見込みによる減額が主なものであります。

24節積立金は、本市の地域再生計画に定める「快適・安全で潤いのあるまちづくり推進事業」に賛同いただき、寄附を頂いた寄附金を活用して、今後の地域公共交通の確保・維持に関する事業に活用するため、基金に積み立てようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について申し上げます。

28ページをお開きください。

第15款県支出金2項1目総務費県補助金のデジタル田園都市国家構想交付金は、先ほど総務課で説明があったとおり、公共予約システム導入実績に基づく交付金の減額であります。

30ページをお開きください。

第17款寄附金1項2目総務費寄附金の企業版ふるさと納税は、先ほど歳出の積立金で説明したとおりであります。

第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金は、充当事業の実績などにより減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

この際、暫時休憩します。

〔企画推進課退室〕

(休憩 午前10時58分～午前11時9分)

〔市民課入室〕

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第2号中、市民課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### 平田市民課長

議案第2号中、市民課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和7年5月26日に施行される改正戸籍法において、戸籍に記載される予定の氏名の仮の振り仮名を通知することとされており、令和6年12月17日に成立した国の補正予算において、その通知に係る経費が補助されることとなったため補正するものであります。

初めに、補正予算書の5ページを御覧ください。

さきに説明いたしました、第2表は繰越明許費の補正であり、第2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍の氏名の振り仮名法制化対応事業を追加するものであり、事業の実施に当

たつては、令和7年度に繰越しして執行するものであります。

39ページを御覧ください。

次に、歳出予算について御説明いたします。

第2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費11節役務費は、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための郵便料の増額が主なものであります。12節委託料は、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知書の作成委託料であり、通知は令和7年7月頃を予定しております。

42ページを御覧ください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正のうち当課所管分は27節繰出金であり、保険基盤安定負担金等の交付見込みに合わせた一般会計から国保特別会計事業勘定への繰出金の増額と、へき地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金分の交付見込み等により、施設勘定への繰出金を減額するものであります。

次の43ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費は18節負担金、補助及び交付金であり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担金の確定見込みに合わせ、27節繰出金は、議案第6号、阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で説明したとおり、保険基盤安定分担金の確定に伴い、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

27ページにお戻りください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正のうち当課所管分は、5節国民健康保険医療助成費負担金であり、国民健康保険基盤安定負担金の交付見込みにより増額するものであります。

2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、マイナンバーカード交付事業費の執行見込みに伴う減額と、歳出で説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額であり、戸籍の氏名の振り仮名法制化対応事業に対する補助であり、補助率は100%であります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金の補正のうち当課所管分は、1節社会福祉費負担金のうち保険基盤安定拠出金と、5節国民健康保険医療助成費負担金であり、いずれも負担金の交付見込みにより、それぞれ補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### 渡辺久治委員

予算書の5ページ、戸籍住民基本台帳のところですね、氏名の振り仮名というのが出たんですけども、氏名の振り仮名がはっきりしていない人がかなりいると考えてよろしいんですか。読み方が分からないというということですかね。

#### 平田市民課長

質問のありました振り仮名が分からない方については、今のところこちらでは、現在把握していないところであります。

この振り仮名記載については、住民票において市区町村が事務処理の用に供するために

便宜上保有している情報を参考にするものでありまして、具体的には、住民基本台帳ネットワークに登録している振り仮名を収集し、戸籍情報システムに仮の振り仮名として登録して、そのあと、今回の補正で出しております通知して、それに疑義がある方については届出をしていただくということになるようです。

#### **渡辺久治委員**

読み方が分からんから、これは正しく読み方を聞くために、その方にそれを出して、それを収集するというふうに考えたんですけど、そうではないんですかね。

#### **平田市民課長**

先ほども申しあげましたように、分からないという方はいらっしゃらなくて、仮の振り仮名ということで、こちらはあらかじめデータとして収集しまして、それを御本人に通知するものであります。

#### **渡辺久治委員**

では、仮の振り仮名で聞く人は何人ぐらい聞くんですか。

#### **平田市民課長**

戸籍情報システムから概数で抽出したところ1万9000程度を予定しております。

#### **白石純一委員長**

この際、暫時休憩に入ります。

(休憩 午前11時17分～午前11時18分)

#### **白石純一委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

#### **山田勝委員**

仮の振り仮名通知書印刷業務とか書いてございますけどね、今、渡辺委員の質問である程度理解してるんですが、例えば全員に、一人一人出すんですか。通知するんですか。

#### **平田市民課長**

通知の方法につきましては、法務省から来ております仕様書において、圧着はがきでの通知が想定されております。同一戸籍で同一住所の方4名までを1枚のはがきで通知する仕様となっております。

#### **山田勝委員**

それで、もらった人が、これは、私の名前は実はこうじゃないんですよ、こう読むんですよと言ったら、通知するっていうのは電話でするんですか、それか何か書くのがあるんですか。

#### **平田市民課長**

届出をしていただくことになります。

#### **山田勝委員**

具体的にどのような方法で。

#### **平田市民課長**

具体的には、先ほど申しあげました届出によるものでありまして、窓口であったり郵送で届出をすることもできます。また、マイナポータルにおいての届出も予定しております。

法の施行後1年間のうちに、戸籍の届、出生とか、帰化とか、また戸籍に記載される場合などがある場合は、その際に同じ戸籍の届の中で届け出ることもできます。

**山田勝委員**

私が聞きたいのはですね、例えば届け出るんですよと言われますけどね、例えば通知書の中でですね、間違ったら間違っただ、その通知書を返信するんですか、それともわざわざ窓口に来ないかんのですか。

**平田市民課長**

大変御足労いただくことになるんですけれども、窓口で届出をしていただくことになっております。

**山田勝委員**

難しかっじゃ、了解。

**白石純一委員長**

課長、先ほど、郵送やマイナシステムでもということですよ。

**平田市民課長**

そうです。

**白石純一委員長**

それも言ってください。

**山田勝委員**

具体的に言うてかせな分からんもんは。私は来たのに対して、往復はがきか何かで郵送するんですか、あるいは自分で書類をつくって郵送するんですかっていうような説明を聞きたかったんですよ。

**平田市民課長**

届出の様式自体が決まっております、ネットでその届出の用紙をアップしていただいて、それを郵送で送るということもできますし、市役所にあります届書に記入していただいて届け出ることもできます。

**山田勝委員**

いや、そこまでちゃんと説明をして誘導すればいいですよ。しないと、一般市民はあなた方みたいに優秀な人もおれば、いっちょん分からん人もおるわけ。みんな、大変失礼ですが、あんまり分からん人、一般の市民を相手に事務はしてくれないとね、優秀な人ばっかいしたっていかんと思いますよ。

**平田市民課長**

これまでもですね、戸籍に振り仮名が記載されるということは、広報においても周知しているところであります。

今後ですね、国においても、その周知には努めてまいりたいということでしたけれども、私たちも広報で分かりやすく説明してまいりたいと思っております。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

この際、暫時休憩に入ります。

(休憩 午前11時22分～午前11時24分)

◎ 議案第3号 令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第3号を議題とします。

平田市民課長

議案第3号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の6ページを御覧ください。

債務負担行為の当課所管分は、事業勘定の間人ドック助成事業ほか1件と直営診療施設勘定の大川診療所ルミネスバジ測定料ほか6件の業務です。

次に、13ページを御覧ください。

事業勘定の歳出予算から御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費の補正は、給与改定等に伴うレセプト点検事務会計年度任用職員の人件費の増額によるものであります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費、2項1目一般被保険者高額療養費、4項1目出産育児一時金及び2目支払手数料、5項1目葬祭費は、それぞれ予算が不足する見込みであることから増額するものであります。

6款保健事業費2項1目疾病予防費は、人間ドック助成に係る補助金が不足することから増額するものであります。

2項2目国保ヘルスアップ事業費は、事業に伴う訪問指導業務会計年度任用職員人件費の決算見込みによる減額であります。

9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金、9目特定健康診査等負担金償還金、10目その他償還金は、令和5年度分保険給付費等の確定に伴い、超過交付額について返還する精算返納金について、それぞれ計上するものであります。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、直営診療施設の運営に関わる僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金の交付見込額を計上したものであります。

次に、11ページ、歳入予算を御覧ください。

5款県支出金1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金の補正は、歳出の保険給付費の増に伴う増額であり、2節特別調整交付金の補正は国保ヘルスアップ事業の交付決定に伴う減額と、直営診療施設の運営に係る僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金の交付見込みに基づくものであります。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節から7節の補正は、保険税軽減に係る保険基盤安定繰入金などの確定見込みに伴う補正であり、8節その他一般会計繰入金は、いわゆる法定外繰入金の減額であり、第8款繰越金は、決算認定に伴う剰余金を計上いたしました。

次に、19ページを御覧ください。

直営診療施設勘定の歳出予算について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費の補正は、大川診療所看護師会計年度任用職員の給与改定に係る人件費の増額によるものであります。

4款基金積立金の補正は、繰越金の2分の1の額を積み立てるため増額したものであり

ます。

次に、18ページ、歳入予算を御覧ください。

6款繰入金2項1目事業勘定繰入金は、直営診療施設の運営に関わる僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金の交付見込みに合わせ増額したもので、3項1目その他一般会計繰入金の補正は事業勘定繰入金の増額に伴い、一般会計からの繰入れが減額となったものであります。

7款繰越金の補正は、繰越金の確定により補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第3号の審査を一時中止します。

#### ◎ 議案第6号 令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

#### 白石純一委員長

次に、議案第6号を議題とします。

課長に説明を求めます。

#### 平田市民課長

議案第6号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の82ページを御覧ください。

歳出予算から御説明いたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金は、決算剰余金の確定に伴う被保険者保険料と、延滞金分の広域連合への納付金の増額と、保険基盤安定分担金の確定に伴う減額であります。

次に、81ページ、歳入予算を御覧ください。

3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定分担金の確定に伴う減額補正であります。

4款繰越金1項1目繰越金は、決算剰余金の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第6号の審査を一時中止します。

〔市民課退室、福祉課入室〕

#### ◎ 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

#### 白石純一委員長

次に議案第2号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

#### 尻無濱福祉課長

議案第2号中、福祉課の所管する事項について説明します。

初めに、補正予算書の10ページをお開きください。

債務負担行為について説明します。

福祉課所管分は、下から4行目、障害福祉サービス支払実績等管理ツールソフトウェア使用料から地域活動支援センター事業委託料までの3件と、11ページの上から7行目の子育て短期支援事業委託料から1番下の行の児童クラブ運営事業委託料までの5件、12ページの上から2行目の生活困窮者自立相談支援事業委託料から生活保護適正実施推進事業レセプトサービス利用料までの4件、計12件です。

このうち生活保護適正実施推進事業レセプトサービス利用料につきましては、これまで長期継続契約としておりましたが、今後料金改定等が見込まれるため単年度契約とし、今回から債務負担行為として設定するものであります。

そのほかは、前年度と同様の内容で事業を実施していくものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の42ページをお開きください。

第3款民生費1項2目心身障がい者福祉費の補正のうち19節扶助費の増額は、障がい者自立支援給付事業中、就労継続支援事業について報酬改定に伴い予算が不足するため増額するものです。次の22節償還金、利子及び割引料の補正は、令和5年度の自立支援給付費と自立支援医療費、特別障害者手当等及び障害児入所給付給付費に係る国庫負担金等の精算返納金であります。

次に、45ページの22節償還金、利子及び割引料の補正額560万7000円のうち福祉課所管分は459万7000円であり、令和5年度に給付した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫補助金の精算返納金が主なものであります。

次に、5目保育施設運営費の補正のうち19節扶助費の増額は、保育施設運営事業で、令和6年度の人事院勧告により、保育士等の人件費について公定価格の改定に伴い増額するものです。

次の22節償還金、利子及び割引料の補正は、令和5年度子どものための教育・保育給付交付金で、県費負担金について事業実績に伴う精算返納金であります。

次に、46ページの3項1目生活保護総務費の22節償還金、利子及び割引料の補正は、令和5年度生活保護費に係る国庫負担金等の精算返納金が主なものであります。

次に、歳入になりますが、27ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の増額は、歳出で御説明しました障害者自立支援給付事業中、就労継続支援事業の2分の1分の増額であります。

次の2節児童福祉費負担金の増額は、歳出で御説明しました保育施設運営事業分であり、減額は児童入所施設措置費の2分の1分の減額であります。

次に、28ページを御覧ください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち福祉課所管分は、訓練費等給付費であり、歳出で御説明しました障害者自立支援給付事業中、就労継続支援事業の4分の1分の増額であります。

次の2節児童福祉費負担金の増額は、歳出で御説明しました保育施設運営事業分であり、減額は児童入所施設措置費の4分の1分の減額であります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしく御願いいたします。

## 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

## 山田勝委員

42ページですね、重度心身障がい者医療費じゃなくて、そのすぐ下に就労継続支援費ってあるんですけどね。なかなかよく分からないんですが、例えば障害児とかっていう子供たちがA型・B型という形で働いてる子供がいるじゃないですか。あれはどういう仕組みになってるんですかね。

## 尻無濱福祉課長

就労継続支援費につきましてですけれども、通常の事業所等に就労することが困難な障害のある方に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供であったり、知識能力の向上のために必要な訓練などを行う、最終的には一般就労のほうに移行を目指すということを目的としている事業になります。

雇用契約に基づき就労するA型、雇用契約に基づかないB型がございます。

## 山田勝委員

先日、そういう子供がね、うちに、まあ子供っていうよりも働いてる子供がね、A型のところで働いてる子供が来て、給料は幾らもらうんだいって言ったらですね、どっか2万円足らずの給料なんですよ。プラス、療育手当があるというんで、それを合わせて生活できるんだということだったんですが、普通そのA型の人、あるいはB型の人っていうのはどんな仕組みになってるのかなあ。給料の、例えば給料を支払う、それから療育手当をもらう。逆に今度は事業してる人も役所からもらうわけでしょう。支援していただくわけでしょう。そういう事業してる人にはどんな形で支援、人件費の補助っていうことなんですか、どういう形で支援されてるんですか。

## 尻無濱福祉課長

障害者就労継続支援施設で作業した場合の賃金は幾らぐらいかというところなんですけれども、就労継続支援のB型で大体1か月1～2万円。A型の場合は、作業する業種によって異なるので、作業する内容でまた人によって異なるのでちょっと幾らというのはここでは申し上げられないんですけれども、ただ、支援施設で働く障害者の方については、施設に対して市ではサービス利用料を支払っております。

利用者、障害者、障害のある方ですけれども、利用者には施設から作業工賃が、先ほど申しましたB型でいうと1か月で1～2万円ぐらいの工賃が支払われています。

事業所では、いろいろな作業の発注を受けて作業を行って、その中で利用者が作業に従事して賃金を受け取るという形になります。

この作業自体が就労継続支援という福祉サービスになっておりまして、そのサービスの利用件数に応じた利用料のほうを市が施設のほうに支払うという流れになります。

## 山田勝委員

施設そのものは特別、形あるものでもなくても、届け出た人なら誰でもできるんですか。

## 尻無濱福祉課長

福祉事業所ですので届出等は必要になるかと思えます。

A型の雇用型、雇用契約をするA型の事業所としましては市内の事業所2か所ございます。B型の非雇用型のほうでは、市内の事業所4か所ほどございます。

## 山田勝委員

私の知ってる人がですね、バレイショを作ってるんですよ。バレイショを作ってる人が、そういう方をバレイショの時だけ頼んで、仕事をしてですね、ちゃんと、役所からもお手伝いをお金を頂いているみたいな話をするので、いいことはいいんだけどね、どういうふうになってるのかなあと思ってたのでした。

## 白石純一委員長

質問ですか。

## 山田勝委員

だから聞くんだけど、よく分からないんですよ、私も。皆さん分かりお分かりですか、ちょっと分からないと思います。

## 白石純一委員長

この際、暫時休憩に入ります。

(休憩 午前11時44分～午前11時47分)

## 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室、こども保健課入室〕

次に議案第2号中、こども保健課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

## 寺地こども保健課長

議案第2号中、こども保健課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、職員や会計年度任用職員に関する人件費の補正を除き、主に子供の予防接種に使用するワクチン購入費に不足が生じる見込みであること、また、前年度事業費確定に伴う国への精算返納金などを増額し、さらに本年度事業執行見込みにより各種事業費の減額を行うとともに、来年度当初から事業実施できるよう地域子育て支援センター事業委託料ほか7件について、債務負担行為を設定したものであります。

一般会計補正予算書の12ページを御覧ください。

債務負担行為のうち、こども保健課所管分につきましては、1行目の地域子育て支援センター事業委託料、上から6行目の在宅当番医制事業委託料から最終行の個別予防接種業務委託料（帯状疱疹ワクチン分）。

13ページを御覧ください。

上から2行目の保健センター及び中央公民館鶴見分館庁舎平常日清掃業務委託料の計8件について、来年度当初から事業実施できるよう、あらかじめ今年度中に入札手続などを行うものであります。

今回の債務負担行為8件のうち、子育て世帯向け医療相談事業委託料、産後ケア事業委託料、個別予防接種業務委託料（帯状疱疹ワクチン分）の3件を新たに設定しておりますが、子育て世帯向け医療相談事業については、主に乳児から小学生の子供がいる市内の世

帯を対象として、24時間365日、症状をもとに緊急性や適切な診療科の助言、思春期特有の心や体の悩みなど、医師に相談することができるスマートフォン向けアプリを導入し、子育て世帯の医療相談体制強化を図ろうとするものであります。

次に、産後ケア事業については、これまでも母親の身体的回復、心理的支援のための指導や相談を医療機関や助産所で行ってきたところではあります。事業のさらなる充実を図るため、これまでの宿泊型、日帰り型、来所型に加え、令和7年度から新たに訪問型の産後ケア事業に取り組むこととしたものであり、母親のニーズに沿った多様なサービスの提供を行おうとするものであります。

また、個別予防接種業務委託料（带状疱疹ワクチン分）については、带状疱疹ワクチン接種が新たに定期接種の対象となったことを受け、令和7年度中に新たに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になられる方々1,681人のうち接種を希望する方を対象に実施しようとするものであり、今後、出水郡医師会及び近隣市町などと必要な協議を行い、早期の事業実施を目指すため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

ただいま説明しました3件以外の残りの5件については、前年度と同じ内容を引き続き行おうとするものであります。

次に、歳出予算について、職員及び会計年度任用職員に関する人件費の補正を除き御説明いたします。

44ページを御覧ください。

第3款民生費2項1目児童福祉総務費の補正のうち、こども保健課所管分は、7節報償費、45ページの22節償還金、利子及び割引料560万7000円のうち101万円であり、本年度事業執行見込みにより7節報償費を減額し、令和4年、5年度事業費確定に伴い、国への精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであります。

47ページを御覧ください。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正は、本年度事業執行見込みにより12節委託料を減額し、令和5年度事業費確定に伴い、国への精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであります。

2目健康増進費の補正は、本年度事業執行見込みにより7節報償費を、また、入札執行残により17節備品購入費をそれぞれ減額しようとするものであります。

3目予防費の補正は、本年度事業執行見込みにより、子供の予防接種に使用するワクチン購入費に不足が生じる見込みであるため、10節需用費のうちワクチン購入費を、さらに、令和5年度事業費確定に伴い、国への精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にてそれぞれ増額し、12節委託料を減額するものであります。

3目予防費のうち、今回委託料を大幅に減額した主な理由が、昨年6月の第2回定例会において、第1号補正予算として個別予防接種業務委託料を633万6000円増額補正し、可決いただいたところではあります。6月時点において個別予防接種業務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種の接種者数を4,800人、接種率を60%と見込んでいたところ、昨年10月から12月までの接種者数は1,768人、接種率22%であったことから、本年3月末までの接種者数を3,500人、接種率を45%へと下方修正し、委託料の差額1,716万円を減額したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

27ページにお戻りください。

第14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金の補正のうち、こども保健課所管分は疾病予防対策事業費であり、本年度事業執行見込みにより減額したものであります。

31ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入の補正のうちこども保健課所管分は、2節団体支出金であり、先ほど歳出で御説明したとおり、個別予防接種業務委託料のうち、接種者1人当たり8,300円の助成金が交付される新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料について4,800人接種と見込んでいたところを3,500人接種と下方修正したことにより、その差額である1,300人分、1,079万円の助成金を減額したものが主な理由であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### **白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### **渡辺久治委員**

予算書の12ページ、带状疱疹ワクチンのことについて。

先ほどの説明では65、70、75、80、5歳ごとの、言われたんだけど、その方たちだけに申込書を送るんですか。

#### **寺地こども保健課長**

はい、おっしゃるとおりです。

#### **渡辺久治委員**

もしそのほかの方々が希望された場合はどうなりますか。

#### **寺地こども保健課長**

国におきましては、令和7年度から带状疱疹ワクチンの定期接種化を図っております。ただ、定期接種の対象についてはですね、今後については満65歳になる方を対象にするという方針が打ち出されているところなんですけど、令和7年度から5年間かけてですね、猶予措置が設けられております。

今回、定期接種を受けられるのは、今64歳、69歳の方々なんですけど、この方たちが5年間をかけて接種できるような形をとって、それによって65歳以上の全人口の方々を網羅していこうという制度になっております。

#### **渡辺久治委員**

であれば、みんながいつ頃受けたいというのであれば、それに対応して全員が受けられるように、65歳以上はカバーするという考え方ですかね。

#### **寺地こども保健課長**

委員のおっしゃるとおり、今後5年間をかけて実施をしていこうという形になっております。

#### **渡辺久治委員**

お金は本人負担とその辺はどのぐらいなってますか。

#### **寺地こども保健課長**

今回の带状疱疹ワクチンの種類については2種類ございます。

まずは生ワクチンについてです。生ワクチンについては、1回接種という形になっております。現在、出水郡医師会と近隣市町と協議を重ねている段階なんですけど、現時点にお

いては1回当たりの接種費用を、生ワクチンの場合について8,460円程度、これに対する市の負担金を5,960円で自己負担を2,500円求めることとしております。

また、組替えワクチン、この分がですね、2回接種をするという形になるんですが、2回合計で1回当たり2万1660円を2回接種をすると。これに伴いまして、市の負担額が3万320円、自己負担についてを1万3000円、この分についてはですね、2回接種をするという形の助成金になっているところでございます。

#### 山田勝委員

带状疱疹をね、よく説明しないといかん。65歳以下についてはしないよというんだけど、65歳以下の人も带状疱疹をするわけよ。50歳の人もするわけよ。带状疱疹はね、神経痛やったって。

要は65歳、体力が落ちてくれば、そういうことになりますよっていうことで、65歳以上になったら体力が落ちてくるから、かからんごとせないかんどっていう話やったって、もちっとよかふうな説明をせな、50歳の人もなったって。

#### 寺地こども保健課長

带状疱疹にかかる方たちについてはですね、50歳から増えてくるという状況についてはよく報道されているところです。

ただ、今回、国から示された定期接種の分についてはですね、今後は65歳以上の方が対象になると。かつ5歳刻みの方々を5年間にかけて実施をしていくという方針が示されておりまして、この分に対応すべく、今回、債務負担行為を設定したところです。

#### 山田勝委員

だからね課長、带状疱疹のね、接種するよって言っても、せん人もおるわけやっで。かからん人もおったって。

だから、基本的には带状疱疹って神経痛じゃっていうのをびんたん中入れとかんなね、ピンと来られんたっど、みんな。

よく分かるように市民に説明しないと。来たとをそのまま説明したんじゃだめですよ。

带状疱疹にかかるのは体力が落ちてきて、元気な人でも仕事をし過ぎてないかとか、心痛があったとかというときに出てくるわけやっで。

だから、そういうことで、ちっとわいも研究してやらんな、ただ単にこれですよって言うたって分からんもん。

带状疱疹じゃって分からじん、わざれか痛がる人もいるわけじゃっで。

#### 白石純一委員長

御意見でいいですか。

#### 山田勝委員

以上。

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者あり]

#### 竹原信一委員

子育て世帯向け医療相談事業委託料について、もっと詳しく説明いただきたいんですけども。

午後からでもよろしいですよ。

**白石純一委員長**

何ページですか。

**竹原信一委員**

12ページの。

昼からしない。

〔発言する者あり〕

**白石純一委員長**

一旦ここで休憩に入り、午後からまた再開いたします。

(休憩 午後0時3分～午後1時)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

**竹原信一委員**

子育て世帯向け医療相談事業委託料160万円のこのシステムについて詳しく教えてください。アプリということでしたが、どういうふうにするものなのかということを含めてお願いします。

**寺地こども保健課長**

妊婦と乳児から小学生の子供がいる市内の世帯を対象として、24時間365日、いつでも医師に相談できるスマートフォン向け相談アプリを導入して、子育て世帯の不安軽減及び相談体制の支援を充実させて医療相談体制の強化を図るものです。

また、症状をもとに、緊急性や適切な診療科の助言、思春期特有の心や体の悩みなどについても相談できるものとなっております。

また、相談に当たっては、スマートフォンから文章及び相談したい部位の画像や動画を用いて相談できるものとなっております。

相談から最短3分で医師から回答が届き、50%の相談が5分以内、95%が30分以内に医師から回答をなされるものです。

一般的に多い相談の内容については、子育て世帯からの相談内容、子供の急な発熱やけが、母親のメンタルヘルス相談、子供の発達相談、薬の相談が多いと聞いています。

**竹原信一委員**

そのアプリの名前とか、その実績、そういったものはどんなふうに、その辺も教えてください。

**寺地こども保健課長**

現在、委託契約をこの分については予定をしているところです。今後、事業者については入札等を経て行う形になってまいります。

ただ、こちらのほうで話を聞いているところがですね、全国19自治体に導入の実績があります。鹿児島県内においては、令和6年度、今年度からですね、湧水町、志布志市、大崎町が導入しているという話を聞いているところです。

**竹原信一委員**

厚生労働省はですね、子ども医療電話相談事業というのもやっているようですが。

そういったものについての検討をしてもよかったんじゃないかというふうに思うんですが、されました。

#### 寺地こども保健課長

今、委員がおっしゃるのがシャープの8000番で相談できるものだったと思います。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

ここの相談に当たってはですね、原則、看護師が相談に当たっている。看護師。

〔竹原信一委員「はい、そうですね」と呼ぶ〕

また非常勤の方であったり、様々な方が相談に乗っていらっしゃるということなんです。が、そのシャープの8000番については、医師の方の相談はなかったというふうに聞いているところです。

このようなことも判断をした上で、今回、このアプリを導入しようということで、今回提案をさせていただいているところです。

#### 竹原信一委員

実際の使用状況というか、試すとか確認とかいうのはやってないんですか。

#### 寺地こども保健課長

事前にですね、令和6年度から実施をしている湧水町、志布志市、大崎町について、電話で確認をとったところでした。ただ、直接、その市町に対して電話がかかってくるのではなくて、年に1回実績報告がこの会社から送られてくることになるんですが、まだ1年を経過していないというところで、実績についてはまだ分からないということでした。

#### 竹原信一委員

実証に、その湧水町じゃなくてよそでも、実証というようなことはやられたことがないということなんですか。やったことがあれば、大体どれぐらいの人口のところでもどれぐらいの回数使われたというのは分かるはずなんですけども。

160万円か。使い勝手が悪いとね、困るしね。

#### 寺地こども保健課長

現在、令和6年度に導入をしている自治体が19市町村ということでお答えをさせていただいたところです。

この中にあってはですね、茨城県のつくば市、人口が結構多いところだと思うんですが、そういった自治体も含めて19市町村が導入をしているというところです。ただ、個別具体的実績等についてはまだ上がってきてないところなので、何ともお答えのしようはないところです。

#### 竹原信一委員

ちょっと早いのかなという気がしますがね。よく中身が分からない状況で、利用率がどれぐらい上がるものかというのはどこにも出てないっていうのは、実証実験をうちでやるような感じじゃない。

#### 寺地こども保健課長

委員の御指摘についてはですね、確かにおっしゃるとおりだと思っております。ただ、湧水町、志布志市、大崎町、これらの市町については、何と申しますか、小児科医療医が不足をしている自治体でも、小児科医療医。

〔竹原信一委員「あー、はいはい」と呼ぶ〕

以前、一般質問でもお答えをしましており、新たに小児科医であったりとか、産科医

を招致をする場合については、1億円という助成金を出してもなかなか来ないような状態の中であって、今回、少しでもそういった子育て世帯の方の不安解消であったりとか、そういった相談の窓口を行うためには、導入実績は少ないでしょうけれども、先にこういったものなんかを利用していった、手助けができることができたらという考えの下で、今回御提案をさせていただいているところです。

#### 山田勝委員

子育て世帯向け医療相談事業委託料160万円でしょ。これは具体的に、どこに誰が相談するんですか。

#### 寺地こども保健課長

スマートフォンから、この分については登録をする形になります。保護者の方であったりとか、あと、一定程度、小学校の高学年であったりとかいう方については、スマートフォンを保有をしておりますので、スマートフォンから直接そのアプリを通じて医師のほうに相談を行うという形になります。

#### 山田勝委員

全てスマートフォンで相談するということですか。

〔寺地こども保健課長「おっしゃるとおりです」と呼ぶ〕

スマートフォンで。

できない人はできる人が側におってしてくれるればよかとよね。

#### 白石純一委員長

課長、もう一度スマートフォンでされるということですかという、山田委員の質問に、挙手がなかったので、挙手を、挙げてもう一度お願いします。

#### 寺地こども保健課長

スマートフォンを使用して、文章及び相談したい部位の画像や動画を用いて相談できるアプリを導入しようとするものであります。また、相談する方についてはですね、子供の保護者であったり、スマートフォンを保有している子供たちも直接相談できる形になっております。

#### 山田勝委員

そしたら、子供なら子供がね、子供がどこに連絡するというのは、どういうふうに子供たちに、どこで教えているの。

#### 寺地こども保健課長

今回、このアプリを開発している会社のほうにはですね、このアプリに提携している医師が400名以上。診療科についてはですね、56診療科にわたるということでお話を聞いているところです。それぞれがですね、それぞれの内容に応じて相談をすると、それに見合った適切な医師から、その診断であったりとか、相談の結果の回答が返ってくるという形になっているところです。

#### 山田勝委員

いい方法だと思うけどね、簡単にいこそになかわけよね。だから、例えば、ならそういうような、結局そういうアプリの会社に連絡するんですよね。

あなた方はそういう会社と契約が160万円というわけですか。

#### 寺地こども保健課長

はい、おっしゃるとおりです。

### 山田勝委員

なら、相談をしました。相談はするけど、後の経緯は誰が見るの。病院に行くとか、何とかっていうのについては。

### 寺地こども保健課長

アプリのほうからですね、回答が来ます。もし、そこで病院に行きなさいっていう指示についてもですね、その医師のほうから回答がありますので、その診断結果をもとに、また病院のほうに通っていただいたりという形にはなってくると思います。

### 山田勝委員

例えば、この近隣のお医者さんであってもですね、それに加入していない、届けていない医者であってもね、見れる病名もあるじゃないですか。そういう時には、もう終わって、近くの病院に行ってもいいんですか。

### 寺地こども保健課長

委員のおっしゃるとおりです。

〔山田勝委員「時代やね」と呼ぶ〕

### 川畑二美委員

今のこの件で、ちょっとお尋ねしたいんですけど、保護者の方々が多いわけですよね。できたら、市報に載せて一般の市民も、そういうスマホで使えるようにはできないものなんでしょうか。

### 寺地こども保健課長

このスマホのですね、アプリの登録に当たっては、専用のQRコード付きのチラシを対象者の方に対してですね交付することを考えているところです。

また、この専用のQRコードについてはですね、1回読み取ったらもう誰も読み取れないという形のQRコードになっておりますので、そういったことから、対象者の方については、こちらのこども保健課からですね、対象者の方に直接、郵送なりの方法で送付をしていきたいというふうに考えているところです。

### 大野雅子委員

今の件でお聞きします。

対象者って言ったら、例えば、おばあちゃんが預かったりとか、私なんかもあると思うんですよ。そういう人たちは対象にはならないんでしょうか。親までを考慮してるんでしょうか。

### 寺地こども保健課長

はい、1回のQRコードでですね、5名まで登録ができる形になっておりますので、必要があれば、おばあちゃんであったりとか、見てらっしゃる方がですね、登録をしていただければと考えているところです。

### 白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後1時13分～午後1時15分)

### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

## 川畑二美委員

すいません、47ページなんですけど、報償費で保健推進員活動謝金が33万4000円減になってるんですけど、これは保健師さんを、1人の方なのか。普通だったら保健師さんたちがやっぱり推進していただく健康のためには、増やすパターンで考えていただけたらと思うものですから。なんで少なくなっているのかなってというのが1点目。

## 白石純一委員長

一つずつお願いします。

## 寺地こども保健課長

保健推進員につきましては、各区長の推薦によって市が委嘱をして、担当地域の住民に対して市が行う特定健診であったりとか、がん検診の受診勧奨、研修会等の参加などにですね、健康づくりに関する知識の普及・啓発等を行っていただいている方々になります。

令和6年度においてはですね、保健推進員の数については120名いらっしゃるようです。この方々ですね、活動に応じて、謝金をお支払いをさせていただいてるんですが、その執行残といいますか、残額の分について今回、補正で減額をしたものでございます。

## 川畑二美委員

下のですね、KDBシステム用端末。これはどのようなものなのでしょうか。

ちょっと教えていただけたらありがたいなと思ひまして、質問しました。

## 寺地こども保健課長

KDBシステムというのがですね、国保データベースシステムという形になります。国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の健診、医療、介護の情報を活用して統計情報や個人の健康に関するデータを作成をし、提供するシステムであります。

令和6年度に当たってはですね、このKDBシステム用の端末を2台を購入をしたところだったんですが、この入札執行残について今回補正で減額をしたものでございます。

## 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

すいません、私からも質問したいので副委員長と交代をお願いします。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

## 大田基次副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員の発言を許します。

## 白石純一委員

債務負担行為12ページの子育て世帯向け医療相談事業なんですけれども、アプリのページを見てみますと、これは子供に限らず全ての医療相談というふうに見受けたんですが、その中で、その契約をされるお子さんが、子育て世帯の方々がそのアプリに申し込む際の補助をするということになるんですか。

## 寺地こども保健課長

今回ですね、今回の登録に当たっては、小学生以下の子供さんを不要してらっしゃる世帯が約760世帯と見越しているところです。また、新たに妊娠・出産される世帯をですね、40世帯程度と見越しておりまして、合わせて800世帯を見込んでいます。

また、今後、個人情報の絡みについて出てこようかと思うんですが、ひとり親家庭の中

学生以下の世帯であったりとか、重度心身医療費助成を活用している中学生以下の子供を扶養している世帯も含めてですね、合わせて980世帯を予定をしているところです。

また、今回、債務負担行為によってですね、委託料の上限についてを決めているところだったんですが、このアプリの導入に当たっての費用がですね、1,000世帯を単位で行っていくということになりますので、当面は小さく始めて、1,000世帯以下で始めて、今後、多くの相談があり、またさらには対象を拡大していかなければならないという場合についてはですね、再度、相談をしていければなというふうに考えているところです。

#### **白石純一委員**

アプリの会社と市が契約をし、そこにアクセスする権利をこの子育て世帯に、市からは無料で貸与すると、アクセスを指示するという理解でよろしいですか。

#### **寺地こども保健課長**

お見込みのとおりです。

#### **白石純一委員**

ではですね、債務負担行為で4月1日から始めなければならない理由というのは何なんでしょうか。

#### **寺地こども保健課長**

今回ですね、債務負担行為で設定をさせていただいたところです。

4月1日から、この分については事業開始をしたいと思ってるのところなんです、3月の上旬に補正予算も含めて、今回の議案が可決をされることになると思います。

議案第2号が可決後、入札手続を行って、その後、対象者の方に対して、郵送等で通知をしていく時間がどうしても必要になってきます。

4月1日開始に間に合わせるためには、どうしても3月中に入札等を行って、対象者を確定させて通知を行っていく必要があることから、今回、債務負担行為を設定をしたところです。

#### **白石純一委員**

入札ということは、このアプリの会社は1社だけだと私は理解したんですが、数社あるんでしょうか。入札というのはどういうことでしょうか。

#### **寺地こども保健課長**

今後ですね、こども保健課としましては、このアプリを開発している会社については1社だけということと考えているところです。よって、随意契約をお願いをしていきたいというふうに考えているところなんです、随意契約にしてもですね、入札手続等をとる必要がありますので、今回提案をさせていただいているところです。

〔白石純一委員「了解しました」と呼ぶ〕

#### **大田基次副委員長**

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を委員長と交代いたします。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

#### **白石純一委員長**

議案第2号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

〔こども保健課退室、介護長寿課入室〕

次に、議案第2号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

## 尾上介護長寿課長

議案第2号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

一般会計補正予算書の5ページをお開きください。

初めに、繰越明許費の補正について御説明いたします。

介護長寿課所管分は、第3款民生費1項社会福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業であり、高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進するもので、要望のあった1施設に対し、令和7年度に繰り越して補助事業を実施するものであります。

次に、10ページをお開きください。

当課所管分の債務負担行為の補正につきましては、1番下の後期高齢者人間ドック助成事業から、次のページの6項目めの成年後見制度中核機関事業委託料までの計7件です。

このうち介護人材確保ポイント事業委託料は、若者、中年年齢層、高年齢層などの各年齢層の方が行う高齢者の見守りや買物支援などのボランティア活動に対してポイントを付与し、介護人材の裾野拡大を図るもので、今回新たに債務負担行為として設定するものであります。

ただいま説明しました1件以外は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、42ページをお開きください。

歳出予算から主なものについて御説明いたします。

減額分は実績見込みによる減額でありますので、増額分のみ説明させていただきます。

43ページに入り、第3款民生費1項3目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金の増額分は、先ほど繰越明許費で説明をいたしましたとおり、1施設から要望のあった非常用自家発電設備の整備に対し補助しようとするものであります。

22節償還金、利子及び割引料は、令和5年度に交付を受けておりました生活困窮者就労準備支援事業費補助金に関し、成年後見制度利用促進体制整備推進事業を実施することとしておりましたが、人材の確保、体制整備が整わず事業実施に至らなかったことから、国に精算返納するため計上するものであります。

27節繰出金は、介護保険特別会計の補正に応じた繰出金であり、事業勘定において、職員給与費等及び北薩広域行政事務組合負担金の確定に伴う事務費に係る繰出金の増額が主なものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

28ページをお開きください。

第15款2項2目民生費県補助金は、先ほど歳出で説明をいたしました地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に係る県補助金であり、今回要望のありました事業に関する補助率は定額補助で、上限額は1施設当たり773万円となっております。

30ページに入り、第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、令和5年度の介護保険事業に係る市負担分の確定に伴う一般会計への精算返納金であります。

31ページに入り、第20款5項4目雑入の過年度分民生費国庫等負担金は、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金について、県負担分の確定により増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

## 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### 竹原信一委員

先ほどの5ページの地域介護空間なんだっけ。福祉空間の話ですけれども、これは財源は県、そして、こういうことってというのは、1年ぐらい前から申請したりすることなんですかね。手続的にはどういうふうやってるんですか。

それと、施設はどこなのかを教えてください。

#### 本介護長寿課長補佐兼介護保険係長

交付金のスケジュールになりますが、第1次の公募がありまして、その際には応募される事業者はなかったんですが、今回12月に2次協議分ということで、県から募集があり、そこで1施設が応募をされたところであります。

#### 尾上介護長寿課長

事業所につきましては、グループホームの中、5施設のうちの1事業所ということで、ちょっと名称は避けさせていただきたいと思います。

#### 竹原信一委員

交付金を支給する相手を出せないというのはどういうこと。

#### 尾上介護長寿課長

現在、要望があった状況で、まだ、採択を受けている状況にはございませんので、お答えを控えさせていただきました。

#### 白石純一委員長

採択後は公開できると。

〔竹原信一委員「それはおかしくないですか」と呼ぶ〕

すいません、ちょっと私が今質問したのでお答えください。

〔竹原信一委員「ちょっと待って、委員長、その質問はあなたの立場では」と呼ぶ〕

いやいや、はっきりさせるために伺いました。

#### 尾上介護長寿課長

採択後はお答えさせていただきたいと思いますが、まだ採択に至っておりませんので、採択ができるかどうか、もう少し決定までですね、時間がかかるようですので。

#### 竹原信一委員

その姿勢はおかしいでしょうって。

実際もう予算申請を上げといて、どこなんですかっていうのはもう決まってるのに、採択するまでは言えないつつたらおかしいでしょう。私たちは審査するんですよ、予算の。相手方はどこかを言えないっていうのは、もう1か所に決まってるんでしょ、それ。

〔「予算は通っていないじゃないか」と呼ぶ者あり〕

決まってるんでしょ、相手ははっきりしてるんでしょ。

言えない理由が、説明できない理由が納得できないんですけど。

#### 尾上介護長寿課長

要望があった施設は1事業所決まっておりますが、これがまだ県の採択を受けていないことから、お答えができないということで答弁させていただきました。

#### 竹之内和満委員

11ページの債務負担行為の7行目、成年後見制度中核機関事業委託料というふうになっております、250万円ですね。この成年後見制度中核機関とはどういう機関なのでしょう。

## 宇都高齢者支援係長

この成年後見中核機関とはですね、認知症や知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない者の権利を尊重し、擁護するために、これらの者が成年後見制度を円滑に利用できることができるよう支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図り、もってこれらの者が地域で安心して暮らせる環境を確保することを目的として委託しているものになります。令和4年の12月から、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施を行ってまいります。

## 竹之内和満委員

分かったような分からんようですが、具体的にどういうことをこの機関に委託をして、どういう内容のことをしてもらってるんでしょうか。

## 宇都高齢者支援係長

業務の内容といたしまして、この成年後見制度というのがなかなか市民の方に、元々ある制度ではあるんですけど、広まっていないということもありますので、広報とか啓発活動及び成年後見制度についての相談支援、それとか利用促進業務ですね、社会福祉協議会がやっております日常生活自立支援事業とか、生活困窮者自立支援事業との連携をもって、成年後見が必要な方につなげてもらったりしているところです。

## 渡辺久治委員

同じく11ページの6番目かな、介護人材確保ポイント事業っていう新しい何か事業って言われたんですけども、どのような人材をどのように集めるのかなというのをちょっと教えてもらいたいんですが。

## 尾上介護長寿課長

こちらの事業は、昨年度まで、高齢者元気度アップ・ポイント事業の一環として実施をしていた事業になりますけれども、県の補助金がなくなったことから、今回、改めてこちらで設定をさせていただいた内容になります。

実際のところは、例えば、ちょこっと世話やき隊の方々がですね、高齢者の方々が買物をされる際に、今、セルフレジ等が入っているんですけども、一緒に付添いをしまして、買物かごをお持ちになったり、買物の清算の際のお手伝いをしたりといったようなことになります。そのほか、介護施設等でヘルパーの一部業務を担うような、ボランティアになりますけれども、担うような人材を育てる、育成をするといったような事業になります。

## 渡辺久治委員

それは各区の民生委員等を通して、そういう、探すということになるんですかね、そういう人を。

## 尾上介護長寿課長

既に、社会福祉協議会でボランティアセンターを設定をしております、そちらでも、先ほど申しあげました、ちょこっと世話やき隊ということで、ボランティアを担っていた多くの人材の方々がいらっしゃいますので、そういった方々も含めた形で広く募集をかけているところになります。

## 渡辺久治委員

県のほうからのあれがなくなったから、新たにするためにこういうのを設けたということよろしいですか。

## 尾上介護長寿課長

別に括り出して、新たに設定をしたというような状況になります。

#### 川畑二美委員

緊急対応型ショートステイ事業委託料が34万円しかないんですけど、これ少な過ぎるんじゃないかなと思って、ちょっと質問させていただきます。

#### 尾上介護長寿課長

年度によって、実際に緊急対応型ショートステイを利用されるケースというのがあったりなかったりというような形ですので、実際には4月1日から、万が一こういった事態が発生した場合に、速やかに利用ができるようにということでの債務負担行為の設定であります。実際に、事例によりますけれども、予算等が足りなくなれば、補正の対応をするような形になろうかと思えます。

#### 竹原信一委員

11ページの介護人材確保ポイント事業というのはどんなふうに運用されるのかを教えてください。

#### 尾上介護長寿課長

こちらの事業は、高齢者元気度アップポイント事業とあわせて、社会福祉協議会で事業を実施するんですけども、それぞれ先ほど申しあげました介護等のボランティアに関与された場合にポイントを付与しまして、そちらを商品券に交換をするといった事業になります。

これまで実施をしております高齢者元気度アップ・ポイント事業、あと、地域支え合いグループポイント事業と同じような取扱いとなっております。

#### 竹原信一委員

具体例を出して、それで何ポイントもらえるということを教えてください。

#### 宇都高齢者支援係長

活動を30分につき、1ポイント付与しています。ただし、1日当たり2ポイントを上限としております。商品券に交換できるポイント数は20ポイント以上とし、10ポイントにつき、1,000円の商品券等と交換できるものとしております。

#### 竹原信一委員

ポイントは申告制なんですか。何分しましたみたいな話は。

#### 宇都高齢者支援係長

元気度アップ・ポイントとグループポイントと同じで、こういった実績があった場合は、社会福祉協議会に実績を報告して、それに基づいてポイントと商品券を引換えをしております。

#### 竹原信一委員

これまでいろいろポイント制度というのはされてきてですね、ポイント制度をしたことによって、有効性というのはどのように確認しておられますか。

#### 尾上介護長寿課長

高齢者元気度アップポイント事業や、地域支え合いグループポイント事業など、地域で介護長寿課で行っておりますろばん体操などに関わっていただいている方がおりますけれども、そういった方々が、外出の支援、高齢者の方々が外に出ていただいて、健康運動などに関与される活動に関わっていただくということで、やはり健康の増進にはつながっているのではないかなというふうに考えております。

あわせて、ボランティアですので、無償でというのはなかなか難しい部分もあろうかと思えます。幾ばくかのポイント、実際にはその活動に応じた対価ではありませんけれども、やはり、いろいろなお声を聞く中では、人の役に立つことで、やはり自分の存在感ではないですけれども、すごくそういう満足感や充足感があるといったようなお声をお聞きしておりますので、そういったところも含めて、この活動をさらに広めていきたいというふうには考えているところです。

#### 竹原信一委員

今の説明は、ポイントということには関係ないですね。活動したことがやりがいが出てというのは。

私の質問は、ポイント制にしたことでのその成果という。ポイント事業の効果というのを伺いたわけなんですけども。この件。

〔尾上介護長寿課長「ポイントの効果というのは、受け取られる側からのということですか。受け取られた方のということでしょうか」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

一旦休憩します。

(休憩 午後1時44分～午後1時47分)

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

### ◎ 議案第5号 令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

#### 白石純一委員長

次に、議案第5号を議題とします。

課長に説明を求めます。

#### 尾上介護長寿課長

議案第5号について御説明いたします。

特別会計補正予算書の46ページを御覧ください。

債務負担行為については、事業勘定において6件、47ページに入り、介護サービス事業勘定において2件であり、電算システム等保守点検業務委託料は、地域包括支援システムと呼ばれる地域包括支援センターが取り扱う情報を管理するシステムの保守点検業務であり、この1件を新たに追加し、残りの7件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、54ページをお開きください。

事業勘定の歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正は、給与改定により増額するものであります。

第1款総務費3項2目認定審査事務負担金の補正は、北薩広域行政事務組合の負担金の確定に伴い増額するものであります。

第2款保険給付費1項3目地域密着型介護サービス給付費の補正は、利用実績に基づき

減額するもので、55ページに入り、5目施設介護サービス給付費の補正は、介護老人保健施設や介護医療院等の利用実績に基づき増額するもので、4項高額介護サービス等費の補正は、給付実績に基づき増額するものであります。

55ページから56ページになりますが、第5款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費の補正は、要支援認定者等が総合事業におけるサービスを利用するための介護予防ケアマネジメント業務に係る費用について、利用実績に基づき減額するものであり、2項一般介護予防事業費の補正は、一般健康教育費に係るタクシーの利用実績に基づく減額などが主なものであります。

57ページから58ページになりますが、3項包括的支援事業・任意事業費の補正は、生活支援コーディネーター業務を担当する会計年度任用職員の欠員により、採用が年度途中となったことでの不用額の減額が主なものであります。

第6款基金積立金の補正は、前年度の繰越余剰金から、各事業費への充当分を差し引いて見込まれる余剰額を介護保険基金に積み立てるものであります。

第8款諸支出金1項2目償還金の補正は、過年度分の介護給付費等に係る国や県の負担金等の確定に伴う精算返納金であります。

59ページにかけての3項繰出金の補正は、過年度分の介護給付費等に係る市負担分の精算に係る繰出金の増額及び介護サービス事業勘定における地域支援事業に係る繰出金の精算によるものであります。

次に、51ページ、歳入予算を御覧ください。

第3款国庫支出金第4款支払基金交付金と、52ページにかけての第5款県支出金においては、歳出における介護給付費及び地域支援事業費の補正に伴うそれぞれの負担率による補正が主なものであります。

第7款1項一般会計繰入金においては、同じく、介護給付費及び地域支援事業費の補正に伴うそれぞれの負担率による補正が主なものであります。

53ページになりますが、第8款繰越金の補正は、令和5年度の事業勘定決算の確定に伴う増額であります。

次に、63ページを御覧ください。

介護サービス事業勘定の歳出について御説明いたします。

第1款総務費の補正は、給与改定のほか、会計年度任用職員の通勤手当相当分の費用弁償や、職員研修時の負担金の不用額を減額するものであります。

次に、62ページ、歳入予算を御覧ください。

第3款2項事業勘定繰入金で、地域支援事業に係る繰入金を減額し、第4款においては、繰越金の確定に伴い増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第5号の審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室〕

暫時休憩します。

(休憩 午後1時55分～午後2時5分)

## ◎ 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)

[農政林務課入室]

### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第2号を議題とし、農政林務課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

### 大野農政林務課長

それでは、議案第2号中、農政林務課所管分の主なものについて御説明いたします。

予算書の5ページをお開きください。

まず、繰越明許費の補正の当課所管分につきましては、6款農林水産業費1項農業費になりますが、1行目の活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、1果樹生産組合が洗浄施設、スピードスプレーヤの導入を実施しているところですが、資材不足等により年度内の納品が間に合わないことから、来年度に繰越して実施するものです。

次に、一般単独事業につきましては、用排水路、農道等の農業用施設の改修、次のかごしまの農業未来創造支援事業につきましては、脇本中央土地改良区内の鬼川原地区において新たに排水路を新設するものですが、建設業者の災害復旧工事への対応等により、年度内の完成が厳しいことから、来年度に繰越して実施するものです。

6ページをお開きください。

11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費のうち当課所管分につきましては、1行目の単独農業施設災害復旧事業から3行目の補助林業施設災害復旧事業の3件となります。

この3事業につきましては、昨年、梅雨前線豪雨の豪雨及び台風で被災した農地及び農業施設、林業施設に係る災害復旧事業になりますが、営農活動の都合や建設業者の災害復旧工事への対応等により、年度内の完成が厳しいことから、来年度に繰越して実施するものです。

13ページをお開きください。

次に、債務負担行為補正の当課所管分につきましては13ページ下から4行目にある折多排水機場管理業務委託料から次の14ページ上から7行目の市有林整備作業業務委託までの11件であり、令和7年度当初からの事業開始のため、債務負担行為により対応するものです。

21ページをお開きください。

次に、地方債補正の当課所管分につきましては、2行目の現年発生単独林業施設災害復旧事業の1件、次のページ、22ページの上から3行目の県営農地整備事業から5行目のかごしまの農業未来創造支援事業の3件、24ページ、1行目の現年発生単独農業施設災害復旧事業から3行目の現年発生補助林業施設災害復旧事業の3件の計7件となりますが、事業費の確定や激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げ等に伴い補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

50ページをお開きください。

6款農林水産業費1項3目農業振興費のうち18節負担金、補助及び交付金の説明欄、機

構集積協力金交付事業につきましては、農地中間管理機構を通じて農地を貸し付ける農地中間管理事業において、地域単位で農地の貸し借りに取り組んだ場合、地域に対して協力を交付する事業になります。今回、豆類栽培の主力地域である脇本西部地区、黒之浜、深田、大谷、槁之浦、黒之上において、約23ヘクタールのまとまりのある農地を農地中間管理機構を通じて貸付けを実施することになったことから、新たに交付金を交付するものです。

次の耕作放棄地解消対策事業につきましては、耕作放棄地を利用して農業生産活動を行う農業者等に対して、耕作準備に要する経費の一部を助成するものです。今年度においては、それぞれ申請された面積が比較的広く、さらに、今後、年度内の新たな申請見込みに伴い増額するものです。

次に、5目農地費のうち12節委託料につきましては、先ほど御説明いたしましたかごしまの農業未来創造支援事業鬼川原地区の測量設計業務委託の事業費確定に伴い減額するものです。

51ページにかけてになりますが、18節負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ事業費確定によるものですが、県営事業の農業競争力強化基盤整備事業事業中山間型阿久根南部地区の市負担金の大幅な増額につきましては、今回、県補正予算による追加工事の実施に伴い、総事業費が増額になる見通しとなったことから、市負担金についても併せて増額するものです。

52ページをお開きください。

2項林業費2目林業振興費のうち7節報償費につきましては、有害鳥獣捕獲対策に係る捕獲従事者への捕獲謝金であり、捕獲実績見込みに伴い減額するものです。次に、12節委託料につきましては、森林所有者から市に管理委託された森林の管理業務を委託する森林管理業務委託となりますが、受託者となる森林事業者が人員不足等の理由により、全て入札辞退となったことから事業の未実施に伴い減額するものです。次に、24節積立金につきましては、森林環境譲与税を活用した事業の実施見込みに伴い増額するものです。

次に、64ページをお開きください。

11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費のうち2目補助農業施設災害復旧費及び4目補助林業施設災害復旧費の14節工事請負費につきましては、先ほど繰越明許費でも御説明いたしました梅雨前線豪雨等による農地及び林業施設等の災害復旧費であり、事業費の確定や激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げによる財源組替えに伴うものです。

次に、歳入について御説明いたします。

27ページをお開きください。

1番上になります。

2款地方譲与税4項1目1節森林環境譲与税につきましては、譲与額見込みに伴い増額するものです。

次に、28ページをお開きください。

ページ下の15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち当課所管分につきましては、説明欄にある2行目のかごしまの農業未来創造支援事業費と、29ページ、説明欄1行目の多面的機能支払い交付金、その次の機構集積協力金交付事業費の3件になりますが、それぞれ事業費確定に伴い補正するものです。そのうち機構集積協力金交付事業費につきましては、歳出でも御説明いたしました脇本西部地区における農地中間

管理事業の新たな実施に伴う交付金を受け入れるものです。

次に、10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金につきましては、事業費の確定や激甚災害の指定に伴う補助率のかさ上げにより増額された県の補助金を受け入れるものです。

次に、31ページをお開きください。

21款市債1項5目農林水産業債1節農業債につきましては、事業費確定に伴い市債の補正を行うものです。

次に、32ページをお開きください。

10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債につきましても、同じく事業費の確定や激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げに伴い市債の補正を行うものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

#### **白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### **渡辺久治委員**

52ページの6款2項の12節森林管理業務委託は、結局業務する人がいなくて全部減額ということなんですけども、これは、実際その事業を行わないということは、その土地は荒れ放題というふうになってしまうんですけど、その辺どうお考えですか。

#### **大野農政林務課長**

この事業につきましては、森林経営管理権集積計画において、本市が森林所有者から預かっている森林を対象として実施する事業です。現在、21ヘクタール、36人、65筆を預かっているところです。

今回、入札が、全ての業者が辞退ということで実施をできなかつたんですけれども、森林を預かる期間、計画作成からおおむね5年間を事業実施期間というふうにしておりますので、今年度契約はできなかつたんですけれども、来年度ですね、また入札等にかかけまして、契約が結べれば、その中で間伐、下刈り、見回り等を実施する予定でおりますので、今年度契約はできませんでしたが、来年度に向けて手続の準備を行うというところなんです。

#### **山田勝委員**

52ページのね報償費、謝金等、有害鳥獣捕獲謝金、190万4000円減額しているんですが、これは予定していた頭数を捕獲しなかつたということですか。

#### **大野農政林務課長**

そのとおりです。

#### **山田勝委員**

例えば農家とか市民から、あそこにおりますここにおりますって言われても、ちゃんと対応してるんだけど、それでももう捕れなかつたということなんですね。

#### **大野農政林務課長**

農家もしくは市民の方からですね、イノシシが出た、鹿が出たということで連絡をいただいた場合には、今年度からですね農政課のほうに林務係を加えまして、農政林務課ということで新たにスタートしたところです。そういう中で捕獲と防護を両輪として今対策をしているところです。

その中で、イノシシが出たという報告があった場合には、猟友会等と連携をとりながらですね、捕獲罠の設置であつたり、そういった対応をしているところです。

もちろん、その猟友会が設置できない場合はですね、市でも罠を持っていますので、直接仕掛けて捕獲をしているというところです。

#### **山田勝委員**

分かりました。

50ページのですね、農業振興費補助金の機構集積協力金交付事業、これは補正されたわけなんですけど、新たにまだ事業やってないわけですよ。新たにその事業が、対象の事業が出てきたというふうに考えればいいんですか。

#### **大野農政林務課長**

この地区についてはですね、令和3年度から、そういった農地の集積であつたりとか担い手の確保であつたりとか、そういった取組をですね、継続した話合い活動をずっと続けてきたところです。

その中で、今回この地区の農地をですね、まとめて、農地中間管理事業に預けることで、この機構集積金協力金が交付されるということもありまして、今年度設立総会をつい先週なんですけれども、設立総会を行って実施となったというところです。ですので、今年度新たにこの事業を実施して交付金を受けるということになります。

#### **山田勝委員**

農地費に公有財産購入費であるんですが、施設用地購入費、何をつくる予定だったんですか。

#### **大野農政林務課長**

公有財産購入費のところかと思いますが、これは先ほどちょっと説明をいたしました、かごしまの農業未来創造支援事業の脇本中央土地改良区の鬼川原地区において、新たに排水路を新設する事業を今年度実施しております。その中で、排水路を設置する農地ですね、水田の部分を一部購入をした、分けていただいたというところです。

そこで、予算を確保してたんですけども、予算よりかなり少なく購入ができたというところで執行残を減額するものです。

#### **山田勝委員**

それはね、分かりました。でも私思うんですよ。その農地を守るために排水路を造るわけじゃないですか、耕作地を守るために。それに公有財産購入で公有財産にせないかんのですけど、どこも例えば、普通河川とか今全部阿久根市の管理する河川ですよ。それは全部公有財産になってるんですか。

#### **大野農政林務課長**

新たに購入をしたところが公有財産ということになるというふうに理解しております。

#### **山田勝委員**

それは今まで水路も何もなかったんですけど、そこに水路を造ることによって、その農地が守られる、あるいは環境がよくなるということで、そこに水路をつくるんだと。そこは農家から買ったから公有財産になるよと、こういうふうに理解すればいいんですか。

#### **大野農政林務課長**

今回、農地をですね一部分けていただいた農家の方についても、そこに排水路を新たに設けることによって、そういった梅雨時期、豪雨のときにですね、冠水しなくなりますの

で、分けていただいた農地の農業者の方にとっても非常にメリットがある事業になってくるのかなあというところです。ですので、そのあたりを御理解いただいて農地を譲っていただいたということだと考えております。

#### 白石純一委員長

ちょっと休憩に入りますので、休憩の中で。

(休憩 午後2時24分～午後2時30分)

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 牟田学委員

52ページ、12節の委託料を先ほど説明されましたが、入札不落ということだったんですけど。その説明の中で森林を預かっているという話がありましたけど、それ、どういうことですかね、個人から預かっているんですか。

#### 所崎林務係長

この制度、森林管理経営制度といいますものは、もともと個人の森林所有者間に森林の管理の意向調査をいたします。例えば、その森を今後どのように管理していきますか、自分で管理しますか、それとも市に預けたいですかといったところを意向調査をいたします。その後、市に管理委託をしたいという方に対して現地調査を行います。現地調査を基に、その森によっても竹だらけだとか、市が預かっても杉檜のほうを基本的に預かることにしておりますけれども、竹だとか預かれないところはお断り、一方で杉檜など経営に適している森林については市が預かれるといった制度になっております。

この市が預かる山についてを市が集積していくわけですけれども、今21ヘクタール、この間、預かることとなっております。

その一部を今回、例えば、やはり預かるっていうことになったからには、その下刈りだとか、草刈り、見回り、また、その場合によっては間伐、切捨て間伐していい状態で預かって、杉檜を主伐まで育てていくっていったような制度になっております。

今回、下刈りだとかの委託を試みようとしたんですけども、入札不落というふうになったところでした。

課長が申しあげましたように、預かることとなってからおおむね5年間、市が預かることになっておりますので、今回、管理委託をすることはできなかつたんですけども、まだその市が預かる期間になっておりますので、来年度もその森に対して早急に手続を行いながら管理を委託しようかなという流れになっております。

#### 牟田学委員

そうした場合に、下刈りとかそういうのは持ち主の人が払うということですかね。

#### 大野農政林務課長

御自分たちで管理ができないということで、市に預けられたというふうに理解をしておりますので、恐らくされる方もいらっしゃると思うんですけども、おおむねできない方もいらっしゃるのかなと。ですので、契約期間中ですので来年度早々にですね、手続を進めて、しっかりと管理ができるように契約を早めにしたというふうに考えてます。

#### 牟田学委員

それは分かるんですけど、山を持ってる人がやはりその管理をしてもらう。その分は市にお金をやるとかそういうのはしないんですか。

#### 所崎林務係長

そのための市が預かることになって、その預かった山を管理していくっていったところは、いわゆるこの森林環境譲与税の趣旨の一つでありますので、そのために森林環境譲与税を活用していくとといったところの支出になります。

#### 木下孝行委員

今の委託料に関してなんですけども、今ずっと話を聞いておりますと市は預かり業者に委託をします。

管理できない山林を、そして言い方悪いですけど、質のよいところを管理するような説明だったと思うんですよね。

その中で、5年間という年数が出たんだけど、阿久根市の施政方針の中にも、「海を拓く」「里を守る」、「山を育てる」と、こういった方針を出しているわけで、5年間をお願いをした地主さんも5年で納得するのか。山を育てるには植栽を仮にしたとしてですよ、市は委託業者に対して、もう植栽もしたほうが良いということで植栽をしたら、木は何十年、何百年、やっぱり育ってから伐採せないかんという、そういうちょっと息の長い事業になるわけですけど、それを5年とかそれで切っていくというのはどうなのかなど。

#### 白石純一委員長

5年で十分なのかという質疑でよろしいですか。

#### 木下孝行委員

それにちょっと答えてもらえますか、今のやつ。

#### 所崎林務係長

今回、この計画に基づいて預かる期間をおおむね5年と申し上げました。

この5年間の間に、例えば密になっている山をいい状態にするために間伐を行ったりだとか、下刈りをして、残った木を上手に育てていくってというような趣旨でございます。

その残った木を主伐して収穫して、それを搬出して木材センターなどに売る、こういった状態にして管理しておくのが今回のこの制度の趣旨でございます。残った木が、まだまだ、もうちょっと見守りが必要だねっていったときは5年を延長したりだとか、そういったことも理論上できますので、その山の状態によっては預かり期間を5年と言わず延長することもあり得ます。

#### 木下孝行委員

一応それだけでも延長もありうると。当然延長はあるべきだろうと思うし、そうならざるを得ないだろうと思うから、今後も見守っていきたいと思いますけど。

まずはこの事業が、今回は不落、落札業者がいなかったという阿久根市にその業者がいるのか。足りてるのか足りてないのか。今後はこれはだんだん広がっていく可能性が十分あるわけで、業者が阿久根市内で満足できるような体制もつくりませんかと思うわけなんですけども、その辺の考えはどうなのかちょっと教えてください。

#### 大野農政林務課長

市内には1林業体がいらっしゃるところで、あと北薩地域を全て管理をする北薩森林組合というところもあるところです。

おっしゃるように、確かに林業農家、林業経営体というのは非常に少ない状況ですので、

その山を守っていくためには農業と一緒に担い手がいなくなってしまうので、林業農家を育てていくため、県で4月からですね、林業大学校というのもスタートするようですので、そういったところにですね、意向のある方であったりとか、将来的に林業をしたいという方がいらっしゃったら、案内をしながら林業経営体の育成にも努めていきたいと考えております。

#### 木下孝行委員

そこら育成も念頭に置きながら、せっかく山のマネジャーも招いているわけだから、そこら辺、阿久根の森林は阿久根の業者で管理ができるような体制も、当然それが一番重要になるだろうと思うんで、そこら辺を重点を置きながらも考えていってください。

#### 川畑二美委員

今課長のほうから話があったんですけど、4月からまた学校もあるっていう話なんですけど、ぜひそういうのは広報にかけて、広報誌、市報のほうにも。

#### 白石純一委員長

質疑ですか。

#### 川畑二美委員

提言です、提案で。

#### 白石純一委員長

御意見ですか。

#### 川畑二美委員

はい、そうです。

#### 白石純一委員長

できれば質疑のみにしてください。

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、農政林務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔農政林務課退室、農業委員会事務局入室〕

次に、議案第2号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長に説明を求めます。

#### 下脇農業委員会事務局長

議案第2号中、農業委員会所管分について御説明させていただきます。

初めに、農業委員会につきましては、繰越明許費、債務負担行為、地方債に関する補正はありませんでした。

次に、歳出について御説明いたしますので、補正予算書の49ページをお開きください。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の月額報酬並びに農地利用活動とその成果に対して支払われる農地利用最適化活動報酬になりますが、事業費が確定したことに伴い補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、補正予算書の28ページを御覧ください。

15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会分につきましては、説明欄の1行目の農業委員会費、3行目の機構集積支援事業費、次のページになりますが3行目の農地利用最適化交付金の三つの事業に関しまして、事業実績報告等

により事業費が確定したことに伴い、それぞれ補正するものであります。

最後になります、31ページをお開きください。

20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入につきましては、農業者年金事務の受託にかかる経費を県から受け入れるものであります、事務費が確定したことに伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **白石純一委員長**

事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### **山田勝委員**

農業委員会の農業委員の報酬、49ページ。報酬が減額なんだよね、どっちも。だから農業委員っていうのは農地流動化に対しては、もう一つの予算でするんじゃないですか、農地利用対策事業のほうでするんじゃないですか。

#### **下脇農業委員会事務局長**

委員が言われるように農業委員及び農地利用最適化推進委員の月額報酬に関しては、月額として定められた金額でありますので、そこについては減額はありません。ただし、先ほど説明の中で言いました農地利用活動とその成果に対して支払われる農地利用最適化活動報酬につきまして、これに関しましては国の農地利用最適化交付金を財源として、その財源内に応じて支払われるものであり、国からの財源が少なくなったことにより減額となるものであります。

#### **山田勝委員**

農業委員の報酬については、月額報酬費が変わってないんですよと。国から来るそのない報酬に対するそれが減額されたから少なくなった、こういうことなんですか。

#### **下脇農業委員会事務局長**

委員のおっしゃるとおりで、月額報酬に関しては減額はされておられませんけども、年に1回実績に応じた報酬ですね、活動実績に応じた報酬のところ、財源が少なくなったことにより支払われる金額が減額になったということでもあります。

#### **山田勝委員**

いや、私はそうだったらですね、農業委員会の農業委員の月額報酬とですね、そちらを別にしたほうがね、理解を受けやすい、理解しやすいかなあと思ってよ。別にしたほうが。

#### **白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、農業委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室、環境水産課入室〕

次に、議案第2号中、環境水産課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### **園田環境水産課長**

それでは議案第2号中、環境水産課所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正のうち当課所管分については、ページ真ん中ほどに記載の6款農林水産業費3項水産業費の緊急自然災害防止対策事業になりますが、こちらは牛之浜漁港区域内護岸施設の一部が長年の強い波の影響を受け、昨年11月に陥没したため、今回の補正9号で復旧工事の設計に係る予算を計上し、次年度に繰越して事業を実施しようとするものです。

また、6ページに移り、11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費のうち1番最後に記載の補助漁業施設災害復旧事業につきましては、昨年6月の梅雨前線豪雨により被災した脇本漁港区域内護岸施設災害復旧工事について、事業進捗に伴い繰越して対応しようとするものです。

次に、第3表、債務負担行為補正の当課所管分については、環境衛生関係が、13ページ1行目の潮見ヶ丘墓地トイレ清掃業務委託料と、1行飛んで、資源ごみ再商品化業務委託料から4行下のごみ出し困難者家庭系一般廃棄物戸別収集運搬業務委託料までの6件であり、水産業関係が、14ページの下から4行目の漁港環境緑地施設除草作業業務委託料から脇本漁港深田地区トイレ清掃業務委託料までの3件で、いずれも前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、地方債補正の当課所管分については、21ページの1行目の緊急自然災害防止対策事業の牛之浜漁港設計業務について、追加で限度額を設定し、また、22ページ、2行目の小型合併処理浄化槽設置事業と6行目の種子島周辺漁業対策事業につきましては、それぞれ、本年度事業費の確定見込み等に伴い、起債額を変更しようとするものです。

次に、歳出について説明いたします。

当課所管分のうち環境衛生関係については、47ページから49ページに記載してあり、いずれも事業費の確定もしくは確定見込みに伴う減額補正になります。

そのうち主なものは、48ページに記載の4款衛生費1項4目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金の小型合併処理浄化槽設置整備事業と、49ページに記載の2目塵芥処理費及び3目し尿処理費、それぞれの18節負担金、補助及び交付金にある北薩広域行政事務組合への負担金の減額になります。

次に、水産業関係については、52ページから53ページに記載してあり、こちらもそのほとんどが事業費の確定もしくは確定見込みに伴う減額補正になりますが、そのうち1件のみあります増額補正が主なものになり、こちらは53ページに記載の6款農林水産業費3項3目漁港管理費12節委託料の牛之浜漁港区域内護岸施設の復旧工事に係る設計業務の追加補正であり、繰越明許費補正及び地方債補正でも説明いたしましたものになります。

なお、設計業務につきましては、令和7年度に繰越して実施し、その後、復旧工事の事務手続を進めていくこととなります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金と、次の28ページに記載の15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、小型合併処理浄化槽設置整備事業の実績に伴う減額です。

次に、29ページに移り、3節水産業費補助金についても水産多面的機能発揮対策事業の実績に伴う減額です。

同ページ1番下に記載の16款財産収入2項2目物品売払収入1節物品売払収入のうち当

課所管分は、調査用船舶と公用車の売払収入になります。

最後に、31ページの21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置事業債について、実績に伴い過疎債を減額するものです。

また、5目農林水産業債3節水産業債については、事業実施の取扱いに伴い、種子島周辺漁業対策事業債を減額し、32ページ1番上の先ほど地方債補正でも説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債を追加するものです。

以上で説明は終わりますが、よろしくお願いいいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### 高崎良二委員

48ページの4款1項の4目小型合併浄化槽の設置について、これ、減額というのは予定したより少なくなったということなんですが、これは例えば、この補助の対象になる物件というのは、どこまでの対象になるんですかね。

#### 早水環境水産課長補佐兼環境対策係長

この補助金につきましては、当初予算では、単独槽から合併浄化槽もしくは汲取り槽からこういった合併浄化槽への転換を100基、あと子育て世帯の新築分50基、計150基を当初予算で計上していたところでございますが、本日現在の補助金申請は、転換分で55基、子育て世帯の新築分で13基ということで、昨年に比べても非常に少ない申請の件数であったというところでございます。

主な要因としまして考えられることとして、この間の補助金の増額による整備促進等により一定の成果が得られたこと、また、近年の物価資材等の高騰により転換、新築の意識の停滞が推測されるというところでございます。

#### 高崎良二委員

今、新築に対しては子育て世帯と限定しているんですが、これは例えば、一般の方が新築された場合はもう補助は出ないということですかね。

#### 園田環境水産課長

この新築につきましては、中学生以下のお子さんをお持ちになる世帯が新築されたときの補助対象となっております。したがって、そういうお子さんが不在の世帯につきましては対象外となります。

#### 竹原信一委員

13ページ、ごみ出し困難者家計一般廃棄物、これが1089万円。戸数は何件、何戸なんですか。

そして、集め方をどういうふうにやってるか教えてください。

#### 白石純一委員長

まず戸数でよろしいですか。

#### 竹原信一委員

戸数と発生。これは。

#### 白石純一委員長

一問一答でお答えいただきます。

#### 竹原信一委員

じゃあ戸数を。

**園田環境水産課長**

この事業の対象世帯ということですが、2月現在で77世帯ということになります。

**竹原信一委員**

この集め方というのはですね、一緒にほら地域回るじゃないですか。あの時やるんですか。この個別のやつは、また別個にもあったりするんですか。そこら辺のやり方を教えてください。

**園田環境水産課長**

この事業の対象者につきましては、申請に基づき、一定の要件を満たす方、こちらを対象としております。そういうことで個別の玄関先までその収集に向かうということになりますので、一般のポケット車でのご利用ではなく、2トン車でのご収集ということで別途の対応になっております。

**竹原信一委員**

この金額の計算の仕方はどうやったのか教えてください。

**園田環境水産課長**

この金額の積算につきましては、人件費、車両費、燃料費等々をですね、積み上げた金額が基になっております。

人件費につきましては687万3000円ほど、車両費につきましては156万2000円ほど、燃料費につきましては56万1000円ほど、あともろもろちょっと諸経費もございますが、大きな取扱いとしては以上の三つになります。

**竹原信一委員**

それは、何ていうかな、実際に回って、それだけかかるというのを事業者さんからデータをもらってそのような数字になったということなんですか。

**園田水産環境課長**

人件費等につきましては、一定の公共の料金を単価としております。そしてまた、それにこれまでの実績と日数等を乗じて積算しております。

**竹原信一委員**

これまでのというのは、これは1戸1戸も家があって、場所も距離も全然違うところ。それを市役所で想像してっていうふうなふう聞こえるんですよね、今のだったら。計算の仕方が。そうなんですか。

**早水環境水産課長補佐兼環境対策係長**

人件費等の積算につきまして、特に日数については、燃やせるごみは週2回、その他のごみについては月1回ということで決めておりますので、その積算という日数になっております。

**竹原信一委員**

あのねえ、そのやり方は実態とかかけ離れちゃう可能性がありますよ。それも事務所の机の上でやった数字でしょう。ねえ、よく調査して、そしてそれが適切なのかということも調べないと、ちゃんと。そうしないと恐らくやり過ぎだと思いますよ。やり過ぎになるのか、あるいは足りなくなるかもしれない。そこはですね、発注する側、市役所はよく調べないと。今のやり方はよくないですよ。そう思いませんか。

**園田環境水産課長**

費用対効果ということの話であると思いますが、こちらについては要介護者あるいは身体に支障のある方等々の方を対象に、日常生活の負担を軽減しようという目的で実施しておりますので、その辺はそういう目的を御理解いただきたいと考えております。

**竹原信一委員**

そんな話を言ってるんじゃないんですよ、ねえ。

この経費が、その金額の計算の仕方がおかしくないかということは分かってなきやいけないじゃないですかと。計算の仕方が適切かどうかを聞いているのであって、その目的の話をしてるんじゃないです。

**早水環境水産課長補佐兼環境対策係長**

先ほど日数のことをお話ししましたが、言葉足らずでございました。その日数に補正係数といったものを掛けております。これは、収集業者等に確認をしてですね、実態に応じたというところに補正係数を掛けているというところですよ。

**竹原信一委員**

補正係数の計算の仕方を教えてください。

**白石純一委員長**

休憩に入ります。

(休憩 午後3時6分～午後3時8分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

**早水環境水産課長補佐兼環境対策係長**

先ほどの補正係数の計算でございますが、おおむね、このごみ出し困難者の収集につきましては、午後からの収集と予定しております、これを4.5時間として、4.5時間割る8時間イコール0.5625を補正係数としてかけております。

**竹原信一委員**

やっぱりねえ、現場を、実際に当たった数字から根拠にしてないんだよねそれ。ねえ。

**白石純一委員長**

意見ですか。

**竹原信一委員**

仕事の仕方として、ちゃんと収集する人たちの負荷、何時間、何人かかるのかというのはね、調べてみないともうこんだけやってきてんだから。

**白石純一委員長**

質疑でなければ。

**竹原信一委員**

そして、それを根拠にこの予算を上げていかないといかんよ。これ、普通の仕事だからね、やり方として。

**白石純一委員長**

意見ですので、はい、以上で結構です。

[竹原信一委員「意見じゃない」と呼ぶ]

ほかに質疑ございませんか。

[竹原信一委員「まだ終わってない、再検討できますか」と呼ぶ]

[木下孝行委員「今の考え方は間違っていないんだから」と呼ぶ]

[発言する者あり]

御静粛にお願いします。

#### 園田環境水産課長

積算については、一定の根拠を持って積み上げていると考えておりますので、今後そういう、また、いろんなケースがあるとは思いますが、一定の根拠があるということで御理解いただきたいと思っております。

[竹原信一委員「はは、やけくそだな」と呼ぶ]

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

[竹原信一委員「開き直んな」と呼ぶ]

#### 渡辺久治委員

予算書の6ページの1番下の災害復旧事業ですけれども、これは脇本の護岸の崩れた復旧事業だと理解しますけれども。これはもう夏に発生して、見てもらってですね、いろいろやってもらってるんですけども、もう僕は今年度中には終わるのかなと思ってたんですけども、こっちの来年度までということになってるんですけども。取りあえず当初そういうふう想定されたのか、やっぱり予想外に時間がかかっているのか。そこら辺をちょっと教えていただけますか。

#### 園田環境水産課長

この脇本漁港区域内の災害復旧につきましては、委員も御存知のとおり、川沿いに面した漁港施設内ということになっております。したがって、潮の干満また天候等によりまして、その工事の進捗がですね、なかなか思うようにいかない状況がございました。また、その前に、国庫補助に申請する時点において、その補助対象になるか査定等もございましたので、思うより時間を要したということになります。

#### 渡辺久治委員

当初の崩れてきているところは、これは石垣が崩れましたから、石垣を積み上げるのかなと思ったところがあり、これはなかなか難しいということで、コンクリートによってそのまあ石垣みたいなふうに造るという話を聞いたんですけども、その予定には変わりはないんですか。

#### 園田環境水産課長

はい。やはり国の補助を活用しての復旧工事になります。一定の強度も必要となってまいりますので、以前からある石垣の風景は残したいという状況もございましたが、やはり安全対策ということでコンクリート舗装等で対応することになっております。

#### 山田勝委員

今のは、脇本のあそこのところでしょう。

何でもいからしてくれればいいわけで。

今年度中にやってくれんの。

#### 園田環境水産課長

冒頭説明をいたしました。年度内の完成が見込めないことから、繰り越して対応するものです。

**山田勝委員**

6月頃には済むちゆうことじゃ。はい、了解。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

〔環境水産課退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後3時13分～午後3時22分)

**◎ 議案第7号 令和6年度阿久根市水道事業会計補正予算(第1号)**

〔水道課入室〕

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第7号を議題とし、水道課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

**垂水道課長**

それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の85ページから86ページにかけての債務負担行為に関する調書のとおり阿久根市水道事業水源地及び配水地管理業務委託料ほか12件の各業務委託料について、令和7年4月1日から業務を行うため、債務負担行為を設定しようとするものであります。前年度と同じ内容の業務を引き続き行うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

**白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第7号の審査を一時中止します。

〔水道課退室〕

〔山田勝委員「委員長」と呼ぶ〕

はい。

〔山田勝委員「今ね、木下委員が、今日は済ませるのか、途中でやめるのか、今のうちに語っとけと言うけど。わざわざ、うんどま昨日のごとは長くせんど。4時前には済んど」と呼ぶ〕

**◎ 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)**

〔商工観光課入室〕

**白石純一委員長**

次に、議案第2号を議題とし、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

**宮下商工観光課長**

議案第2号中、商工観光課所管分について御説明いたします。

補正予算書の14ページをお開きください。

初めに、第3表、債務負担行為補正であります。当課所管分は、14ページ1番下の道の駅あくねWi-Fiスポットアクセスポイント保守料から16ページの上から4行目のさとふるさと納税サイト利用料までの計16件であり、新年度当初から事業を実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

このうち、15ページの1番上、道の駅阿久根観光物産館の指定管理料120万円につきましては、道の駅を設置している多くの県内の自治体において、指定管理料等を支出していること等を踏まえ、今回、新たに計上させていただいているものです。なお、指定管理料につきましては、道の駅阿久根の収入から施設全体の管理運営に要する支出を積算・算定し、その差額となる120万円を計上させていただいているところであり、この額は毎年度、見直しを行うこととしております。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の54ページをお開きください。

第7款商工費1項2目商工振興費につきましては、ふるさと納税推進事業に係る財源について、一般財源から阿久根応援寄附金への組替えを行うものであります。

次に、3目観光費の1節報酬などは、今年度を募集するものの応募のなかった地域おこし協力隊1名分を減額するものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

30ページをお開きください。

第17款寄附金1項7目商工費寄附金は、寺島宗則旧家保存活用事業に係る個人からの寄附金1件の実績に基づき増額しようとするものであります。

以上で説明終わりますが、よろしく願いいたします。

**白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

**山田勝委員**

去年は本会議でも言ったんだけど、ほら、脇本海岸の開閉の委託業務については。

**白石純一委員長**

どの部分になりますかね。何ページ。

**山田勝委員**

ちょっと聞くんだから、黙って聞いとけ。

**白石純一委員長**

何ページですか。

**山田勝委員**

だからちょっと聞くんですがって。

**白石純一委員長**

だから、何ページについてですか。何ページのどの部分についてですか。

**山田勝委員**

難しかことを言うとね、それなら負担行為。債務負担行為の脇本…

まあよかが、そげんケチをつくっとやればよか。終わり。

## 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔山田勝委員「わいが（聴取不能）」と呼ぶ〕

## 竹原信一委員

14ページ、W i - F i の件ですけども、実際まだ、何だっけ、何分かで切れる、短くしてたのかな。それは修正してくれたのかどうかを教えてください。

## 宮下商工観光課長

10月に改修を行い、これまで1回当たり15分の接続時間だったものを60分に拡大しています。

〔竹原信一委員「ちょっと何分」と呼ぶ〕

1回当たり15分を60分に拡大しています。これは10月に実施しています。

## 山田勝委員

15ページの笠山観光農園管理業務委託料の377万円についてなんですが、笠山観光農園がスタートしたときの管理料は、たしか80万円だったんですよ。それから毎年毎年毎年毎年上がって370万円になっている。どういう経緯でこんなになったのかなと思ってるんですが、去年と比較してどうなんですか。

## 船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

以前は、笠山観光農園管理業務につきましては個人の方に委託をしておりました。その関係で金額等も少ない額になっていたわけですけども、今は、業者といたしますか、個人ではない業者に委託をしているところです。そこは、仕様書を示して見積り等をとってというところですけども、その分で金額が大きくなっているものと考えます。

## 山田勝委員

個人であろうとも事業者であろうともね、変わることがおかしいんだよな。

私は当時の職員たちに言ったんですよ。ちゃんとしたプロでないとうまくいかないよって。優秀な専門を頼んでしてくださいよというお願いしたんだけど、しない。

確かですね、観光連盟にやりましたよ。あなたは個人という。個人だろうと事業者やろうと差をつけるほうがおかしい。何か勘違いしとつとやんかか。個人であろうと何であろうとちゃんと仕事すればね、仕事に対する見返りは当たり前の話や。それを個人と業者と違わすとはどういうことよ。

## 船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

確かに、個人に委託をしていたってのは事実なんですけれども、個人でこの管理業務を遂行するには、その内容等も限界があるものなのかなあというふうに思っています。その当時の業務内容と今の業務内容がどれぐらい違うのか、ちょっと資料がないものですから、ちょっと計り知れないんですけども。そのような、今きちんと管理をするためというところも考えて、業者のほうに受託をしていただいて、適正な管理がなされているものと理解しております。

## 山田勝委員

あのね、最初は個人じゃないよ。観光連盟に委託しとつたんだよ。観光連盟がやって、議員もみんな手伝いに行ったよ。植え替えとか、いろんな剪定にね、手伝いに行ったよ。3年か4年かしたら、もう今年からアジサイ祭りやめますって、簡単に。簡単なんだから、誰にも相談しないで。その次は、とんでもない値段を持ってきた。黙っとつたけど、

あれからこっち、積もってみたらとんでもない値段になってる。

商工観光課はどれもや。知らんうちにどしこでん金をやる。人の銭やっで。

去年は幾らだったの。377万円だけど、去年は。

#### 宮下商工観光課長

令和5年度の委託料につきましては363万円となっております。

#### 山田勝委員

少し上がっている。やむを得ないとしてもね、私は、80万円からスタートして、毎年毎年次々にうなぎ登りに上ってくる。よくなることからと黙っとったけど、簡単に上げる。

基準は何ですか。競争入札してるわけじゃないのに。競争入札してる訳じゃないでしょ。

#### 白石純一委員長

今、競争入札ですかという質問ですか。

〔山田勝委員「やっど」と呼ぶ〕

#### 船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

指名競争入札で行っております。

#### 山田勝委員

指名競争入札を行っておりますか、去年も。そんなはずはない。指名競争入札の根拠を示しなさい。誰と誰と入札してどうだったって。

#### 船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

随意契約にするにはそれ相応の随意契約をするための理由が必要ですが、今回この笠山観光農園の管理につきましては、そういった随意契約をしなければいけない理由というものが特段ないというところですので、指名競争入札という形にはなっております。

#### 山田勝委員

だから、競争入札をしたのであったら、誰と誰と指名をして競争入札をしましたという根拠を持ってきなさい。

#### 船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

すいません、手元に資料がございませんが、後でお示ししてもよろしいでしょうか。

〔山田勝委員「よかど、なら明日するが。そよ持ってこな話にもならんでや。80万円からスタートしてずーっと。気がついてみたら370万円」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

では、資料がそろい次第、また改めて御説明ください。

〔山田勝委員「何回言っても答弁は同じですと言ってもかんまんたっど」と呼ぶ〕

#### 竹之内和満委員

15ページの債務負担行為、1番目の1番上、道の駅阿久根観光物産館の指定管理料120万円についてなんです。道の駅阿久根は、たしかまちの灯台阿久根が管理してると思うんですが、指定管理というような言い方、指定管理じゃなかったように思うんですが、いかがですか。

#### 宮下商工観光課長

指定管理を行っていただいています。

#### 竹之内和満委員

そうですか。それでは、いつから指定管理としてお金払ってるんですか。

#### 宮下商工観光課長

今の指定管理期間につきましては、令和4年度から8年度までという期間を設けています。

今回の指定管理料につきましては、先ほど申し上げたとおり、今回の指定期間においては初めて計上するものでございます。

#### 木下孝行委員

債務負担行為のふるさと納税に関する三つのサイト利用料に関して、アマゾンふるさと納税。

#### 白石純一委員長

16ページでいいですか。

#### 木下孝行委員

16ページでいいですよ。

「ココふるふるさと」と「さとふるふるさと」のサイトを使ってふるさと納税を行っているわけですが、令和6年度が約5億円ちょっとの見込みという。その前が5億円に近い額だったと思うんですけど、本年度がまた5億円ちょっとの予算づけをしているわけですが、この三つの中のサイトの状況、割合、割合でいいです。それが分かればちょっと示してもらえますか。

#### 早水商工観光課長補佐兼ふるさと納税推進係長

アマゾンふるさと納税のサイトにつきましては、令和6年の12月にスタートしたばかりというところでございます。ここふるふるさと納税のサイトにつきましては、これから導入していくということになります。

アマゾンについては、まだ入れ始めた状況ですので、まだ微々たる率になります。

#### 木下孝行委員

アマゾンだけを使っているという状況でいいわけですね、6年度までは。

〔発言する者あり〕

さとふるだけという、今。

とにかく私がこの質問するというのは、ふるさと納税をぜひ伸ばしてほしいという思いを込めて言うわけで、今後は、やはりその割合が伸びているサイトをできるだけ活用しながら、利用しながら、また新商品なんかも開発をしながら、ぜひ伸ばしてほしいという思いで、ちょっと今質問したところなんです。それに何かあれば教えてください。

#### 宮下商工観光課長

ふるさと納税の推進につきましては、やはり歳入の確保及び事業者さんの売上げ向上につながるものでございますので、引き続き事業者さんと連携しながら取組を進めていきたいと考えてます。

#### 木下孝行委員

とにかく今、納税額が頭打ちになっている状態ですんで、ここを何とか打破しながら、10億円とか20億円とかいうふうに伸ばしていってもらいたいという思いがあって、質問しました。

#### 濱田洋一委員

債務負担行為の15ページ、先ほど2番委員からの質問に関連して、道の駅阿久根観光物産館の指定管理料の項目でなんです。来年度、令和7年度から120万円の指定管理料ということで支払いをしていきたいということで、その中身についても、先ほど課長から若干説

明がありましたけれども、この120万円とされた根拠といたしますか、例えば、道の駅の運営に当たって、いわゆる不足分といたしますかその部分でこういった120万円という金額を出されたのか、その辺をちょっと具体的に教えていただければと思います。

#### 宮下商工観光課長

委員のおっしゃるとおり算定につきましては、道の駅阿久根の特産品の販売所であったりとかレストランの収入に対して、支出が管理運営に要するもので全体がどれだけあるのかというのを比較して算定しております。

具体的に収入なんですけれども、これ3か年の平均で約8,620万円。これに対して支出、これ人件費含めてなんですけれども8,740万円。で、この差額の120万円を今回指定管理料と計上させていただいております。

先ほど申し上げたとおり、当然こっつて収入に影響してきますので、毎年度この額については算定をするということとしておりまして、もしかしたら来年度収入が上がれば、指定管理料としての支出はないということも当然に想定されるところです。

#### 濱田洋一委員

県内のほかのいわゆるこの道の駅に関しても、自治体から指定管理料を支払いをされていることもあっての今回、令和7年度の債務負担行為ということだったということでしたけれども、ほかの県内の道の駅でも、ほとんどの道の駅といたしますか、そういった指定管理料ということでのこういった補填をされているんですか。どれぐらいの割合でされておりますか。

#### 宮下商工観光課長

一応、県内の各道の駅に聞き取りをしたところ、約8割の施設において指定管理料等の支出を受けているという状況でございました。金額については、ちょっと多い少ないあるんですけれどもそういった状況でございました。

〔濱田洋一委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

#### 川畑二美委員

同じく15ページなんですけど、観光案内等の業務委託料で438万円上がってるんですけど、金額が結構大きいのでどのように使われてらっしゃるんでしょうか。

#### 宮下商工観光課長

基本的に多くは人件費でございます。当然委託業務ですので、一般管理費等がありまして、一応見積りをとりましてこの金額となっております。

#### 川畑二美委員

今、駅のところにありますよね。駅の場所にですね。そこのほうの人件費を1人ということ考えている金額になるんですかね。

#### 宮下商工観光課長

一応1人設置すると、毎日ですね1人設置するということになってますので、その分の人件費というふうに理解していただけたらと思います。

#### 川畑二美委員

地域協力隊の方がいらっちゃって。私もちょっと見学に行ったら、地域協力隊の方がいらっちゃって、パンフレットが置いてあるだけで、案内まではっていうのをちょっと感じたんですけど、どうなんだろうと思ってですね。

#### 宮下商工観光課長

こういった問合せをされたのか委員のほうが、分からないんですけれども、常に1名以上配置するという形になっておりまして、専任で対応される方が不在の場合は地域おこし協力隊の方が場合によっては対応するといったときもあります。当然、ちょっと案内がなされてないんじゃないかというような御趣旨だと思うんですけれども、しっかりと問合せがあればですね、当然、御飯食べるところどこかとか、買物できるところどこですかとか、宿泊施設どこですかとか、そういった問合せにつきましてはちゃんと対応しているところでございます。

#### 川畑二美委員

あそこはまちの灯台の方もいらっしゃいますよね、一緒に。

#### 宮下商工観光課長

まちの灯台阿久根の事務所にはなっております。ただ、常駐はしてないと思います。

#### 山田勝委員

道の駅観光物産館指定管理料という名前はね、今年初めて出てきたという気がするんだよな、私は。例えば、指定管理するのは議会に出してですね、どこにするかということで決めますよ。でも、阿久根の道の駅は指定管理として、議案として上がってきてやったんじゃないくて、賃貸契約を結ぶ中でですね、こういうことで、これでこんなので出てきたときには補助するという条件があったというのを記憶しています。

でも指定管理料なんていう形でね、出てきたのは初めてだよ。あんたたちが勝手にしたの。

#### 白石純一委員長

そうですか。

#### 宮下商工観光課長

先ほど申し上げたとおり、今回の指定管理期間において初めて計上させていただいて、先ほど申し上げたとおり、今回の指定管理期間において初めて計上させていただくものです。

これまでも道の駅阿久根の指定管理料を支出はしていなかったところでございますが、過去遡ればですね、大分昔なんですけれども支出をしていたと。これは恐らく委託料というような形だと思うんですけれども、指定管理制度の前だと思うので、そういった支出をしていた時期もありました。

#### 山田勝委員

例えばね賃貸契約を結ぶときにね、これとこれとこれは阿久根市がしますよ、こういうのは道の駅でちゃんと、観光連盟でやりますよ。それで何かしたときにはこうしますよというようなね、契約はあったけど、指定管理者として指定をして指定管理料を払うというような議案を受けて話をしたことはないっていうんですよ、私は。

#### 宮下商工観光課長

今回の令和4年度から8年度における指定管理につきましては、指定管理料とかにつきましては、今回先ほど申し上げたとおり初めてですので、そこについての指定管理料につきましては含まれていなかったところでございます。

しかしながら今回、道の駅阿久根の現在の指定管理者のほうからもですね、他県の状況等を踏まえまして、また道の駅の性格上、やはりトイレ利用だけの方も結構いらっしゃると。やっぱりその管理が結構負担になっているというような声もありまして、ほかの道

の駅の状況も調査をしまして今回計上させていただいたところです。

ちなみになんですけれども、今回初めて指定管理期間において計上させていただくところではございますが、一応ですね、道の駅観光物産館の管理運営に関する協定書というものを指定管理者と締結しておりますが、その中で、疑義等の決定ということで第33条を設けておりますが、「本協定に定めない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙誠意を持って協議をしてこれを決定するもの」と規定されておまして、これに基づいて対応したというところがございます。

#### **山田勝委員**

それは分かるよ。それは分かるけど指定管理料というものについてはおかしいじゃないですか。今まで指定管理するのは議会の議決してきましたよ、大島にしてもどこにしても指定管理制度に基づいてやってある。

ここだけですよと、あんたがどんなに言葉巧みに言ってもね、そんなのはないから。

別に金を出したことが悪いというのはいんです。金を出したことが悪いというのはいんですけど、指定管理料というのはちょっとおかしいのじゃないですか。金を出したことが悪いのじゃないですよ、そりゃ、そういうときのために話し合いはしているんだから。

#### **白石純一委員長**

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後3時47分～午後3時53分)

#### **白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### **船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長**

先ほど山田委員からお尋ねのありました笠山観光農園管理業務委託の指名競争入札についてですが、3者指名をして指名競争入札を行っております。

#### **白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、商工観光課所管の新事項の審査を一時中止します。

〔商工観光課退室、都市建設課入室〕

次に、議案第2号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### **池田都市建設課長**

議案第2号中、都市建設課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページを御覧ください。

第2条は、繰越明許費の補正であり、令和6年度末までに事業が完了しない可能性のある第8款2項道路橋りょう費の交通安全対策事業から6項住宅費空き家対策事業までを追加するものであります。

そのうち5項「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備事業は、国の事業である南九州西回り自動車道阿久根川内道路の大川地区の用地調査が令和7年4月以降に委託することから、道の駅の用地調査についても令和7年度に繰り越すものであります。

続きまして、16ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正の追加であります。都市建設課所管分は上から5行目の市町村等土木積算基準データ使用料から、1番下の都市建設課営繕積算システムリビックツ-利用料までの7件であり、そのうち新規は、緊急浚渫推進事業と都市建設課営繕積算システムリビックツ-利用料の2件であり、緊急浚渫推進事業は、梅雨時期前に河川浚渫等を行うものであり、営繕積算システムリビックツ-利用料は、建築関係の内訳書作成システムの利用料であり、それぞれ追加するものであります。ただいま説明した以外の5件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

続きまして、22ページを御覧ください。

第4表、地方債補正の変更であります。都市建設課所管分は、下から4行目、市道新設改良事業から23ページ下から6行目の公営住宅解体事業と、24ページ下から2行目の現年発生単独土木施設災害復旧事業、1番下の現年発生補助土木施設災害復旧事業までの14件であります。いずれも、本年度事業費の確定等により起債額を変更するものであります。

次に、補正予算に関する主な事項について、歳出から御説明いたします。

予算書の55ページを御覧ください。

第8款土木費2項2目道路維持費の減額は、17節備品購入費の説明欄に記載の入札残が主なものであります。

続きまして56ページになります。

3目道路新設改良費は、12節委託料、16節公有財産購入費、21節補償、補てん及び賠償金の事業費が確定したことにより、その補助事業費分の執行残を14節工事請負費に組み替えるものであります。また、18節負担金、補助及び交付金は、県単道路整備事業協本赤瀬川線の事業費減が見込まれることから減額するものであります。

続きまして、3項河川費4目砂防費は、11節委託料の事業費が確定したことにより、その補助事業分の執行残を14節工事請負費に組み替えるものであります。また、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載の事業が確定したことによる補正であります。

続きまして、57ページになります。

5項都市計画費3目公園費は、24節積立金の増額が主なものであり「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金に1億円積み立てるものであります。

これにより令和6年度末の積立金の総額は6億8000万円余りを見込んでおります。

続きまして、58ページになります。

6項1目住宅管理費の減額は、14節工事請負費の説明欄記載の工事が完了したことによる執行残が主なものであります。

3目危険住宅移転促進費は、18節負担金、補助及び交付金のがけ地近接等危険住宅移転事業が見込まれないことから全額減額するものであります。

続きまして、64ページを御覧ください。

11款災害復旧費6項2目補助土木施設災害復旧費の減額は、災害復旧費の執行見込額が固まったことから減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

27ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項10目災害復旧費国庫負担金の減額は、土木施設災害復旧費の確定によるものであります。2項国庫補助金7目土木費国庫補助金の減額は、公園施設長寿命

化計画策定業務等の事業費確定によるものであります。

次に、29ページになります。

第15款県支出金2項7目土木費県補助金の減額は、備考欄記載の事業が確定したことによるものであります。

次に、31ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち都市建設課所管分は、過年度分土木施設災害復旧費負担金であり、令和4年度の災害復旧事業の再調査による追加の負担金であります。

次に、32ページを御覧ください。

第21款市債1項7目土木債1節道路橋梁債から5節住宅債の補正は、いずれも説明欄記載の事業費確定に伴う市債の補正であります。

次に、33ページにかけての10目災害復旧債9節道路橋梁施設災害復旧債10節河川施設災害復旧債の補正は、説明欄記載の復旧事業が確定したことによる補正であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### 山田勝委員

雑入、過年度分土木施設災害復旧費負担金。この負担金は、誰が負担する負担金ですか。

#### 池田都市建設課長

これは、国からの負担金であります。

〔山田勝委員「国からの負担金。私は誰かが市民が負担するのにどげんとに負担すつとやろかいって思って、すみません」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、都市建設課所管の事項の審査を一時中止します。

〔都市建設課退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後4時3分～午後4時13分)

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで皆さんにお諮りしたいと思います。

この程度にして明日に延会するか、あるいはこのまま本日続けるかについて、どちらがよろしいでしょうか。

#### 竹原信一委員

今日はこのぐらいでやめて、あしたにしましょうよ。

#### 山田勝委員

賛成です。

#### 白石純一委員長

明日に延会することに異議ございませんか。

〔木下孝行委員「委員長、ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

#### 木下孝行委員

あしたでも別にいいんだけど、あしたは委員会が二つあるということで、各委員長の意見を聞いてから判断したほうがいいんじゃないですか。

#### 白石純一委員長

はい。じゃ、一旦休憩に入ります。

(休憩 午後4時14分～午後4時15分)

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第2号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長に説明を求めます。

#### 牧尾教育総務課長

それでは、議案第2号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、第2表、繰越明許費補正の追加について御説明いたします。

補正予算書5ページを御覧ください。

教育総務課分として、第10款教育費2項小学校費の小学校校舎等整備事業及び3項の中学校校舎等整備事業であります。これは、全てバリアフリー改修工事設計業務であり、阿久根小、脇本小及び三笠中の方であります。いずれも、発注直後に監理者の変更が生じたことや、受託事業者との間で再度内容の精査を行う必要が生じた影響から、今年度内の事業完了が見込めなくなり、次年度に繰り越して工期を確保し、事業執行しようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正の追加について御説明いたします。

17ページから18ページにかけて御覧ください。

まず、教育総務課分は、17ページ下から2行目の小中学校廃棄物収集業務委託料から小中学校児童生徒通学タクシー借上料並びに18ページ1行目の小中学校パソコンサーバ監視システム保守業務委託料から小中学校ホームページ用レンタルサーバ使用料の計4件であります。

これら4件は全て、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、学校教育課所管分は、17ページにお戻りいただき、上から1行目、ICT支援業務委託料から9行目、中学校オンラインプログラミング教材使用料までの合計9件であります。

このうち4行目、多層指導モデルMIMライセンス購入は、読み間違いが多かったり、文字を抜かして読んだりしてしまうような学習につまづきのある児童を早期発見、早期支援するためのデジタル教材「多層指導モデルMIM」のライセンスを購入するものであります。

5行目、社会科副読本印刷製本費は、小学3・4年生が社会科の授業において使用する社会科副読本「わたしたちの阿久根市」の印刷製本を行うものです。

6行目、すくーる373の使用料は、小学5・6年生がニュースを読んだり、身近な地域話題を授業の教材として活用したりするための新聞社が提供する学校向け新聞活用学習支援サイトの使用料であります。

9行目、中学校オンラインプログラミング教材使用料は、中学校の技術科において、生徒が使用するオンラインプログラミング教材の使用料であります。

ただいま説明しました4件以外の5件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、19ページから20ページにかけて御覧ください。

給食センター分は、19ページ下から2行目の学校給食センター燃料用A重油購入費から検便検査料及び20ページ廃棄物収集業務委託料までの3件であり、全て前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

以上、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの分は16件であり、いずれも期間及び限度額を設定し、令和7年4月1日からの円滑な事業着手、継続を行うためのものであります。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

下から4行目の小学校校舎等改修事業から最後の行の中学校校舎バリアフリー化整備事業は、いずれも事業費確定見込みにより限度額を変更しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

59ページを御覧ください。

まず、教育総務課分について御説明いたします。

第10款教育費1項教育総務費2目事務局費27節繰出金の増額は、阿久根市奨学金貸付対象者のうち阿久根市奨学金貸付基金条例、以下条例と言います、当条例施行規則第16条及び第17条の規定により、初となる入学一時金の免除対象者が出たことから条例第10条の規定により免除額となる全額を一般会計から繰り出して基金を整理しようとするものであります。

次に、60ページを御覧ください。

2項小学校費1節学校管理費14節工事請負費の減額は、説明欄記載の2件の実績に伴うものであり、うち小学校トイレ改修事業は、設計が滞り未完のため、事業実施に至らなかったことから全額減額するものであります。

次に、61ページを御覧ください。

3項中学校費1目学校管理費12節委託料の減額のうち当課所管分は、バリアフリー改修工事設計業務であり、これは当初予算において予算化していた阿久根中のバリアフリー改修工事設計業務委託について、年度途中で喫緊に工事を施す必要が生じたため、令和6年度一般会計補正予算第1号で工事請負費を御承認いただき予算化し、設計を委託することなく内製による設計で対応したことから、その全額を減額するものであります。

次の14節工事請負費の減額は、実績によるものですが、このうち中学校トイレ改修事業については、小学校費同様、設計が滞り未完のため、事業実施に至らなかったことから全額減額するものであります。

次の16節公有財産購入費の減額は、実績に伴うものであります。

次に、学校教育課分について御説明いたします。

59ページにお戻りください。

第10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費 7 節報償費49万1千円の減額は、スクールソーシャルワーカー謝金の確定によるものであります。

次に、60ページを御覧ください。

2 項小学校費 1 目学校管理費のうち10節需用費及び12節委託料の減額につきましては、各節の事業費確定見込みによるものであります。

2 項 2 目教育振興費のうち13節使用料及び賃借料の減額につきましては、陸上記録会や集団宿泊事業における児童送迎用バスの借上について、公用バスを活用したことにより不用額が生じたものであります。

次に、61ページを御覧ください。

3 項中学校費 1 目学校管理費のうち10節需用費及び12節委託料の学校教育課分の減額につきましては、事業費確定見込みによるものであります。

2 目教育振興費のうち13節使用料及び賃借料の減額につきましては、集団宿泊事業における生徒送迎用バスの借上について、公用バスを活用したことにより不用額が生じたものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

28ページにお戻りください。

第14款国庫支出金 2 項 9 目教育費国庫補助金 2 節小学校費補助金は、学校施設環境改善交付金であり、脇本小学校トイレ改修工事の未執行に伴う減額及び同校の防災機能強化として実施した非構造部材の耐震化については実績に伴う減額であります。

3 節中学校費補助金についても学校施設環境改善交付金であり、三笠中学校トイレ改修工事の未執行に伴う減額であります。

次に、32ページを御覧ください。

第21款市債 1 項 9 目教育債 2 節小学校債、3 節中学校債の各事業債の減額は、先ほど御説明申し上げました未執行の事業を含め、各事業の事業費確定見込みによるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### 竹原信一委員

17ページの多層指導モデルMIMライセンス、この内容をですね例を挙げて御説明いただけますか。どういうことなのか。

#### 濱崎学校教育課長

このMIMというのは、読みの指導における最大の難関である特殊音節に焦点を当てた教材でございます。特殊音節というのが、例えば、小学校の校長とした場合の「しょう」の拗長音、「がっ」という促音、「こう」の長音という、こういう読みに課題を持っている子供たちがおりますので、その読み課題がある場合に、読解力に差があるので、それに焦点を当てた教材になっております。

## 竹原信一委員

例えば、子供たちがそのプログラムを使うときには、どんなふうやってるのか、ちょっと今説明していただけますか、具体的には。

## 土屋学校教育課主幹兼指導係長

具体的には、デジタル版を買っていますので、デジタルで出てきた問題に一問一答で答える形式になります。

〔竹原信一委員「音声を言うんですか、言葉を言うんですか」と呼ぶ〕

そうです。あと選ぶのがあります。

1回2分のアセスメントがあるんですが、その後、合ってるか合っていないかで、この子はどういうことに対してはできないのかという、困り感があるのかというのが、それぞれの子供たちに対応します。

それを自動集計して指導計画まで立ててくれます。

その上で、この子に対してはどのような問題をやればいいのかというのも含めて、個別にその子たちに対応した問題まで出してくれるというようなソフトです。

## 竹原信一委員

対象になっている子供は何人ぐらいいるんですか。

## 土屋学校教育課主幹兼指導係長

これは全児童で、低学年に対して行うものになります。全員に対して行った後、個別にそれぞれの対応していくという形になります。

## 竹原信一委員

それでは、この下のほうのオンラインプログラミング教材っていうのがありますけども、プログラミングを子供たちは勉強するんですか。

## 土屋学校教育課主幹兼指導係長

中学校のオンラインプログラミングの教材なんですが、中学校の技術家庭科の技術分野のほうで、プログラミングで計測・制御のプログラミング、それからネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングを学ぶというのが必修で行っています。

そのプログラミングの内容をどのようなソフトを使ってやるのかということで、今回、このプログラミング教材を用いまして行くと。

これは、今年度、2025年の大学入学共通テストではもう必修科目になってきていますので、早めに行うことが必要であるということから、このプログラミング教材を入れてあります。

## 竹原信一委員

いや、もう今ですね、AIがプログラミングをやってくれる状況になってしまってるんですよね。今さらプログラミングを勉強するような、もう時代遅れだと思いますけども、その辺は気づいてらっしゃいますか。

## 土屋学校教育課主幹兼指導係長

やはり、その生成AIを作っているのも人で、今からはその生成AIをさらにもっと進化させるためにも、どういう仕組みでその生成AIができていいのか。もっとこのことを進化させるためには、どういうふうな、このプログラミングの仕組みそれから言語、このことを学んでいく必要があるということから、一般的な生徒もそれをしていくということになります。

そこに命令を与えるのは人ですので、その人が、こういうふうに命令を与れば的確に最適な解を求められるということを学ぶことは必要という観点から、このプログラム教材は必要です。

**竹原信一委員**

そんな時代でさえないんですよ、実は。もうちょっといろいろ調べていただきたいなと思います。

**牟田学委員**

61ページ。中学校費の学校管理費の14節工事請負費、中学校トイレ改修事業なんですが、課長の説明では設計が間に合わなかったと言われたんですか、どうでしょうか。小学校費も一緒ですけど。

**牧尾教育総務課長**

おっしゃるように設計業務が滞ってしまい、結果として工事着工に至らなかったものです。

まずは、そのことに対して関係者に多大なる御迷惑をおかけすることになったことをおわび申し上げたいと思っております。

次年度以降については、再度、計画を見直すこととしております。具体的には令和7年度当初予算に新たな学校を加えて設計委託の予算として提案しております。

**牟田学委員**

これは、設計の業者側の何か不備があったんですか。

〔牧尾教育総務課長「休憩をお願いします」と呼ぶ〕

**白石純一委員長**

休憩いたします。

(休憩 午後4時32分～午後4時33分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

**牟田学委員**

先ほどの質疑は取り消します。

**川原慎一委員**

17ページ、ICT支援業務委託料の内容について教えてください。

**濱崎学校教育課長**

ICT支援業務というのは、市内小・中学校において、環境整備支援、校内研修支援、事業支援、校務支援等を行うものです。それが必要になった際、情報通信技術に精通している者による円滑な支援が実施できるよう事業者へ委託するものでございます。

**川原慎一委員**

この支援というのは、児童生徒に対して、それとも先生に対してですか。

**濱崎学校教育課長**

教員、児童生徒両方でございます。

**川原慎一委員**

分かりました。

5 ページ、小・中学校の校舎等整備事業についてなんですが、今現在、グラウンド、校庭に、小学校・中学校、仮設が建っております。

この工事自体が来年度の運動会までに終わるのかどうかの見込みについてお聞かせいただけたら。

#### 牧尾教育総務課長

まず、この5ページの繰越明許費における小学校校舎等整備事業については、これはバリアフリー改修工事の分でございます。

委員への答えは、仮設校舎の質問に対しての答えということさせていただきます。

一応、本体工事の予定を8月中をめどに完了ということで計画してございますので、体育祭には影響がないものと思っております。

仮に、本体工事がずれ込む、恐らく、変更で工期を延長することになるようなことも想定されるわけですが、そうすると、体育祭の時期あるいは運動会の時期にかぶってくるということも予想される場所です。ただし、私も当然ながら現場を幾度となく行って確認をしておりますけれども、場合によっては、解体工事に入ることなく、運動会・体育大会を実施すれば、それほどの影響はないのかなというふうにも考えております。ですので、仮設校舎に関しては、解体の時期をどの時期にするか、そのタイミングはしっかり見極めて、解体に入るのか、あるいは解体をとめるのか、そういったところを、直前になってからしっかりと、直前といいますか学校とも早い時期に調整を図りながら進めてまいりたいと思います。

#### 川畑二美委員

61ページなんですけど、特別支援教室空調設備、540万円あるんですけど。

白石純一委員長

何款何項何目ですか。

#### 川畑二美委員

教育費の学校管理費の中ですね、あとどのぐらいの教室を、空調をやってないんでしょうか。

〔「何款何項何目」と呼ぶ者あり〕

ページ数言いました。61ページ、16款、公有財産購入費、はい。

白石純一委員長

何についてあとどれぐらい、もう一度、すいませんお願いします。

#### 川畑二美委員

特別支援教室。

白石純一委員長

16節ですか。

#### 川畑二美委員

はい。

白石純一委員長

16節とおっしゃっていただければ。

#### 川畑二美委員

16節の公有財産購入費の特別支援、はい。

#### 牧尾教育総務課長

この補正に今計上してございます特別支援教育空調設備ほかというのは、事業費確定による減額でございまして、特別支援教室については現在全て、本市の小学校中学校全ての特別支援教室に空調設備の設置が完了しております。

あとは、残るのは例えば音楽室とか理科室等の特別教室が残っておりますので、それは年次的に整備を進めてまいりたいと考えております。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

よろしいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室〕

〔山田勝委員「委員長、失礼します」と呼び退室〕

〔竹原信一委員「帰ったんだ」と呼ぶ〕

〔大田基次委員「委員長、委員みんながいたほうがいいんじゃない」と呼ぶ〕

次に議案第2号中。

〔発言する者あり〕

ごめんなさい、一旦休憩に入ります。

(休憩 午後4時40分～午後4時41分)

〔生涯学習課入室〕

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第2号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

#### 新町生涯学習課長

議案第2号中、生涯学習課の所管する事項について説明いたします。

初めに、10ページを御覧ください。

第3表は債務負担行為補正であります。

このうち当課所管分は、10ページの上から5行目、市民交流センター日常清掃業務委託料と、6行目の市民交流センターガス空調設備保守点検業務委託料の2件、18ページに移りまして、上から3行目、生涯学習課複合機借上料から19ページの上から4行目の電子図書館コンテンツ使用料までの13件、合計15件であります。

これらについては、年度当初から事業の実施が必要なことから、令和6年度中に契約等を行うために債務負担行為を設定しようとするものであり、今回新たに追加したものは、電子図書館プラットフォーム利用に係る電子図書館クラウド利用料及び電子書籍に係る電子図書館コンテンツ使用料の2件であります。

次に、歳出について、職員及び会計年度任用職員の給与費等除く補正について御説明い

たします。

補正予算書の62ページを御覧ください。

第10款教育費 5 項 1 目社会教育総務費、10節需用費の42万2000円の減額につきましては、自主文化事業チラシなどの印刷製本費であり、12節委託料の213万8000円の減額につきましては、自主文化事業に係る委託料であり、委託料が少額の事業を多く開催したことから減額となるものであります。なお、本年度につきましては、年度末までに15の自主文化事業を実施するものであります。

次に、3 目図書館費24節積立金につきましては、1 団体から10万円の寄附があったことから、当初予算計上済額との差額 9 万9000円を毎年度補正計上していましたが、今回、寄附の目的が図書費用ではなく文化事業全般であったことから、読書推進基金への積立てを行わず、自主文化事業へ充当するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

30ページを御覧ください。

17款寄附金 1 項10目教育費寄附金につきましては、歳出で説明しました 1 団体からの寄附金10万円が寄附されたものであり、当初予算計上済額との差額を補正計上し、自主文化事業を充当するものであります。

次に、31ページを御覧ください。

20款諸収入 5 項 4 目雑入のうち本課所管分は、自主文化事業入場券販売収入の188万6000円の減額であり、歳出で御説明しましたとおり、委託料が少額のため入場料を無料としたものが多かったことから減額となったものであります。

以上、生涯学習課所管分に係る説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

#### 竹原信一委員

19ページのコンテンツ、これ本を何冊分やるんですか、これ、250万円で。本のことでよね、これ。

#### 新町生涯学習課長

予定といたしまして、有期限で、期限があるもので回数制限があるものなんですが、予定としまして360タイトルぐらい。

〔竹原信一委員「300」と呼ぶ〕

360タイトル。無期限タイプを240タイトルほど予定しております。

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第 2 号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

〔竹原信一委員「期限付きで何年ぐらいあるのかな」と呼ぶ〕

一旦休憩に入ります。

〔生涯学習課退室〕

(休憩 午後4時45分～午後4時47分)

[スポーツ推進課入室]

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第2号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

**寺地スポーツ推進課長**

議案第2号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明します。

初めに、繰越明許費の補正について説明します。

補正予算書の6ページをお開きください。

当課所管分につきましては、1行目の多目的屋内運動場シャッター改修事業であります。本件につきましては、当初予算におきまして可決いただき、12月末に工事を終えたところですが、今回、国からの追加交付の内定を受けたことに伴い、繰越しして、残り4か所の電動シャッターの不具合を改修しようとするものであります。

次に、債務負担行為の補正について説明します。

補正予算書の19ページをお開きください。

当課所管分は、上から5行目のスポーツ推進課複合機借上料から4行下の総合体育館Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの5件であり、いずれも今年度と同じ内容で引き続き行うものであります。

次に、歳入歳出補正予算について説明いたします。

62ページをお開きください。

第10款教育費6項1目保健体育総務費から63ページの6項2目体育施設施設費の補正は、人事院勧告及び決算見込みに伴う職員給与及び会計年度任用職員報酬などの補正であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

**竹原信一委員**

19ページのWi-Fiスポットアクセスポイント保守料。これは、継続時間は1時間にしたのかな。

**寺地スポーツ推進課長**

1時間で4回ということになっております。

[竹原信一委員「え、1時間に」と呼ぶ]

1時間を4回。

[竹原信一委員「そうなんだ」と呼ぶ]

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第2号中、スポーツ推進課所管の事項の審査を中止します。

〔竹原信一委員「5回目はアクセスできるのかな」と呼ぶ〕  
休憩に入ります。

〔スポーツ推進課退室〕

(休憩 午後4時50分～午後4時51分)

〔財政課入室〕

### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第2号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

### 猿楽財政課長

議案第2号中、財政課の所管に関する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

予算書の35ページを御覧ください。

第2款総務費1項7目財産管理費の増額は、24節積立金の財政調整基金及び減債基金への積立てによるものであります。

財政調整基金への積立ては、地方財政法第7条の規定に基づき、令和5年度の一般会計決算剰余金のうち2分の1以上を積み立てるため2億5000万円余りを、減債基金への積立ては、普通交付税の再算定に係る臨時財政対策主対策主対策債償還基金費分の3,200万円余りをそれぞれ積み立てるものであります。

49ページを御覧ください。

第4款衛生費3項1目上水道費の増額は、水道事業会計への繰出金について、統合水道に係る普通交付税措置額について、令和6年度の算定結果が当初予算見込額より増となったことによるものであります。

65ページを御覧ください。

第12款公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の一部に減債基金を充当するための財源組替えであります。

27ページにお戻りください。

歳入について御説明いたします。

第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正は、令和6年度の普通交付税の再算定に伴い、41億2991万8000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであり、前年度と比較いたしますと2億600万円余りの増となったところであります。

30ページを御覧ください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金の補正は、2団体からの寄附金であります。

次に、第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正は、前回の補正第8号までに6億1200万円余りを財政調整基金から繰り入れることとしていたところですが、今回の補正による一般財源の剰余金を活用することにより減額し、繰り戻すものであります。

2目減債基金繰入金の補正は、歳出で説明いたしました臨時財政対策債の元利償還金の一部に充当するものです。

4目市有施設整備基金繰入金の補正は、充当している事業の事業費確定見込みにより減

額し、繰り戻すものであります。

31ページを御覧ください。

19款繰越金は、令和5年度の一般会計決算による剰余金が5億6010万4206円で確定したことから予算計上済額との差額を増額するものであります。

最後に、今回の補正予算による債務負担行為の前年度との比較につきましては、12件増の142件、金額の設定があるものの合計といたしましては、260万円増の5億1163万円となりました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、財政課所管の事項について審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

以上で予定した所管課への質疑が終了しました。

この際、現地調査について、皆様の御意見を伺います。

現地調査が必要である場合は、予算書のページ番号、款項目、事業などの名称をお願ひします。

皆さん、現地調査は必要ですか。

〔「必要ありません」と呼ぶ者あり〕

必要なしとの御意見がありますので、現地調査を行わないことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査を行わないことにしました。

以上で質疑等を終結します。

質疑等が終了しましたので、採決に進みます。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

#### ◎ 議案第2号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

#### 白石純一委員長

初めに、議案第2号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第2号、令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので起立によって採決します。

議案第2号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、本件は可決すべきものと決しました。

◎ **議案第3号 令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

白石純一委員長

次に、議案第3号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第3号、令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきものと決しました。

◎ **議案第4号 令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）**

白石純一委員長

次に、議案第4号を議題とします。

まず討議を行います。

討議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

議案第4号、令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ **議案第5号 令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）**

白石純一委員長

次に、議案第5号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

議案第5号、令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

## ◎ 議案第6号 令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

白石純一委員長

次に、議案第6号を議題とします。

討議を行います。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

議案第6号、令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算（第1号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきものと決しました。

## ◎ 議案第7号 令和6年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

白石純一委員長

次に、議案第7号を議題とします。

討議を行います。

討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第7号、令和6年度阿久根市水道会計事業水道補正予算（第1号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりへの掲載に関することにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、予算委員会を散会します。

(散会 午後5時1分)

予算委員会委員長 白石 純 一